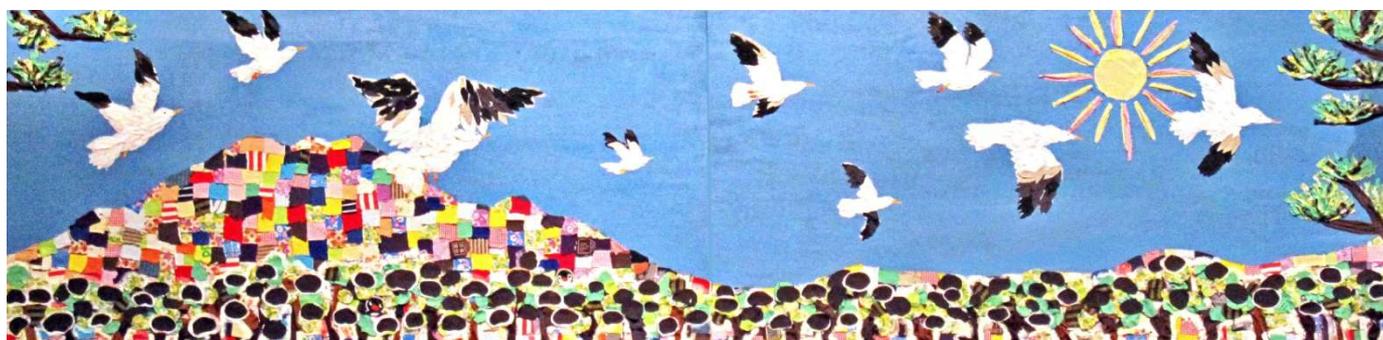


つるがの環境

—第2次敦賀市環境基本計画年次報告書— 平成25年度版



平成26年12月

敦 賀 市

も く じ

第1章 敦賀市環境基本計画の概要	1
第2章 敦賀市の環境状況	7
1 自然環境	7
(1) 自然 (2) 気象 (3) 地下水位 (4) 野生鳥獣害	
2 社会環境	15
(1) 都市公園 (2) 文化財 (3) 景観 (4) 公共交通	
3 生活環境	19
(1) 大気 (2) 水質 (3) ダイオキシソ類	
(4) 桜曲地区民間廃棄物最終処分場に関する調査 (5) 騒音・振動 (6) 悪臭	
(7) 放射性物質 (8) 公害苦情 (9) 廃棄物(不法投棄)	
4 地球環境	33
(1) 温室効果ガス (2) エネルギー (3) ごみ	
5 環境活動	38
(1) つるが環境みらいネットワークの活動 (2) 環境美化活動	
(3) ライトダウンキャンペーン (4) 敦賀市かんきょうコンクール	
第3章 環境施策の現状	42
方向1 みんなが自然と歴史文化を育みます	43
目標A 自然環境と多様な生態系を守ります	
目標B みどりと歴史文化が調和した美しい都市景観をつくります	
方向2 みんなが安心して快適に暮らします	51
目標A 安心な生活環境をつくります	
目標B 快適な生活環境をつくります	
方向3 みんなが地球と歩みます	63
目標A 地球温暖化対策に努めます	
目標B 資源を大切にします	
方向4 みんなが環境を考えて行動します	70
目標A 環境問題を知り考える人を育てます	
目標B みんなが積極的に環境活動に取り組みます	

表紙絵題名：『Imagine』

2014年3月に開催された「つるが環境フェア」において、敦賀市出身のアーティストますやま理人さんが考案された、敦賀を象徴する「松、ユリカモメ、野坂山」をモチーフとした下絵を元に、ますやまさんと来場者のみなさんで一緒に作り上げた作品です。古着の切れ端とパンキを使用したリサイクルアートとして、不用品が美しい作品に生まれ変わる様子を表現するとともに、消費について考え、持続可能な社会を「イメージ」しながら暮らしてもらいたいという想いが込められています。

第1章 敦賀市環境基本計画の概要

1 敦賀市環境基本計画年次報告書とは

敦賀市環境基本計画年次報告書は、第2次敦賀市環境基本計画（平成25年度～平成34年度）に掲げた環境施策に関して、市が実施した事務事業やこれに付随する測定値などの取組結果及び前期環境アクションプランにおいて設定した数値目標の進捗状況を取りまとめたものです。

本市の環境の状況と環境の保全等に関する施策については、これまで「つるがの環境」として、敦賀市環境基本条例第16条の規定に基づき取りまとめていました。平成25年3月の第2次敦賀市環境基本計画の策定を機に、計画との整合性を図るとともに総合的な環境行政を推進していくため、「つるがの環境」を見直し、平成25年度からは新たに敦賀市環境基本計画年次報告書として作成していきます。

この年次報告書の情報をみなさんと共有し、環境活動のコミュニケーションツールとして活用することで、さらに市民・市民団体・事業者・市の協働による取り組みを推進していきます。

2 敦賀市環境基本計画の策定

敦賀市では、平成12年3月に制定した市の環境保全の基本理念となる敦賀市環境基本条例に基づき、平成14年3月に前計画である敦賀市環境基本計画を策定し、「さわやかな風 清らかな水 人と自然がふれあえるまち つるが」を望ましい環境未来像として、この実現に向けて10年間市民や事業者などの皆様とともに環境政策を推進してきました。

しかしながら、計画策定後の10年の間には、このような環境政策の進展や、環境に関する法の施行や改正だけでなく、循環型社会実現に向けた取り組みの強化、世界規模で深刻な問題となっている地球温暖化への対応やエネルギー問題、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進といった新たな課題の発生など、環境行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。

これらの状況を踏まえ、平成25年3月に第2次敦賀市環境基本計画を策定しました。本計画は、前計画を引き継ぎながら、「さわやかな風 清らかな水 人と自然が共生し 未来に向かってみんなが行動するまち つるが」を新たな環境未来像として、市民・市民団体・事業者・市がともに手を携え、自主的・積極的に今日の環境問題に取り組んでいくための指針を示すものです。

敦賀市環境基本条例の基本理念（第3条）

- 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷の少ない健全で持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、適切に行わなければならない。
- 地球環境保全は、地域の特性を活かし、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進されなければならない。

3 計画の期間

第2次敦賀市環境基本計画の期間は、平成25年度（2013年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）までの10年間とします。

また「環境アクションプラン」は、「前期 環境アクションプラン（平成25年度から平成29年度まで）」と「後期 環境アクションプラン（平成30年度から平成34年度まで）」に分割して、5年ごとに見直しを行います。

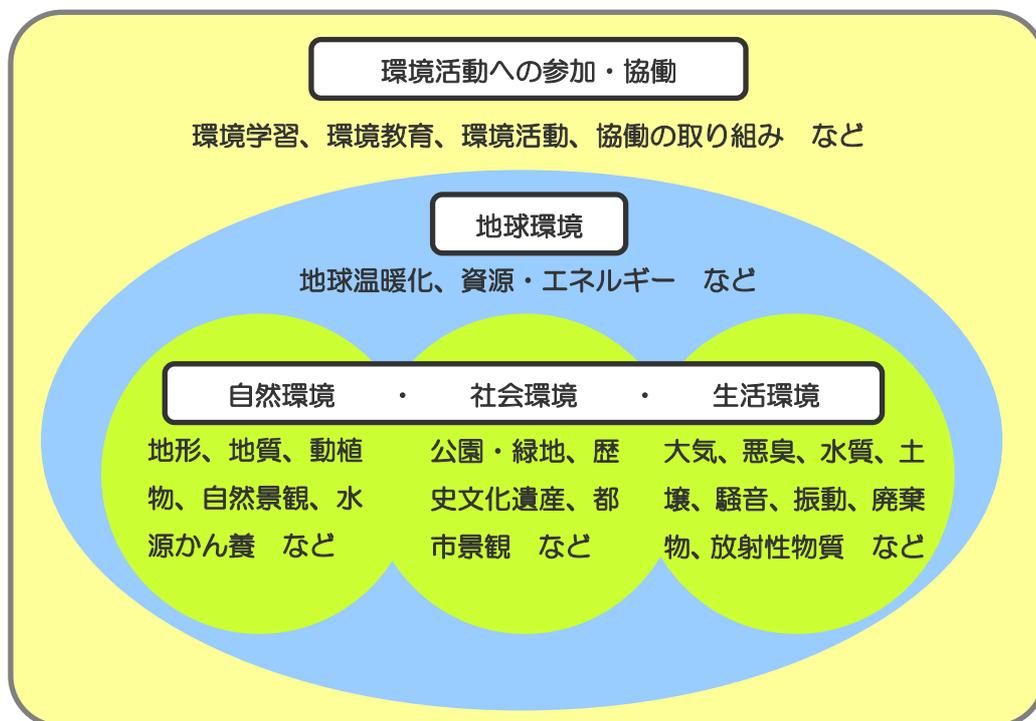
4 対象とする環境の範囲

本計画の対象地域は、敦賀市としていますが、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

また、対象範囲は、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていく必要があることから、「自然環境」、「社会環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。

そして、本計画を推進する主体は、市民・市民団体・事業者・市や、市外からの通勤者や通学者、観光客など市内に来訪するすべての人とするとともに、これらの主体が一層積極的に環境活動に取り組むことを目的として、人材を育むための環境学習・環境教育などの「環境活動への参加・協働」も計画の対象範囲として捉えます。

計画の対象範囲



5 環境未来像への4つの方向と目標

① みんなが自然と歴史文化を育みます

私たちみんなが、自然を大切に作る心を育み、本市の貴重な自然とそこに育まれる多種多様な生き物や生態系を守り、今ある豊かな自然の恵みを次世代に受け継いでいきます。

また、まちなかにおいても、みどりや歴史文化との調和が取れた人々の心安まる美しい都市景観づくりを進めていきます。

① 自然環境と多様な生態系を守ります

- ★ 山林環境の保全と育成
- ★ 水辺環境の保全と育成
- ★ 里地里山環境の保全と育成
- ★ 中池見湿地の保全

② みどりと歴史文化が調和した美しい都市景観をつくります

- ★ まちのみどりの保全と創出
- ★ 歴史文化資産の保全
- ★ 美しい景観の形成

② みんなが安心して快適に暮らします

私たちみんなが、健康に暮らしていくために、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質などに脅かされない安心できる環境を築いていきます。

また、近隣公害の防止、障がい者や高齢者などにとっても利用しやすい交通や施設の整備を進めるなど、人にやさしく快適なまちづくりに取り組んでいきます。

① 安心な生活環境をつくります

- ★ 大気汚染や悪臭の防止
- ★ 水質汚染や土壌汚染の防止
- ★ 騒音や振動の低減
- ★ 有害化学物質や放射性物質の対応

② 快適な生活環境をつくります

- ★ 近隣公害への対応
- ★ 公共交通機関の充実
- ★ バリアフリー環境の整備
- ★ 環境美化の推進

③ みんなが地球と歩みます

私たちみんなが、私たち自身の生活を支えている地球環境を守り続けるために、何を行い、どのように地球と歩むべきかを考えていきます。

また、身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取り組みを実践し、地球温暖化対策を推進するとともに、資源を大切にし、環境負荷の少ない循環型社会をめざしていきます。

① 地球温暖化対策に努めます

★ 省エネルギーの推進 ★ エネルギーの創出と有効利用

② 資源を大切にします

★ 3R活動の推進 ★ ごみの適正処理の推進

④ みんなが環境を考え行動します

私たちみんなが、身近なものから地球規模のものまで非常に多種多様な環境問題とともに考え、みんな（市民・市民団体・事業者・市）が連携・協働し行動していきます。

そのためにも、長期的な視野に立って、未来を担う次世代も含めた環境教育・環境学習を推進し、世代を超えたつながりを持って環境活動を進めていきます。

① 環境問題を知り考える人を育てます

★ 身近な自然とのふれあい ★ 環境教育・環境学習の推進

★ 環境情報の収集と提供

② みんなが積極的に環境活動に取り組みます

★ 環境活動への参加推進と支援

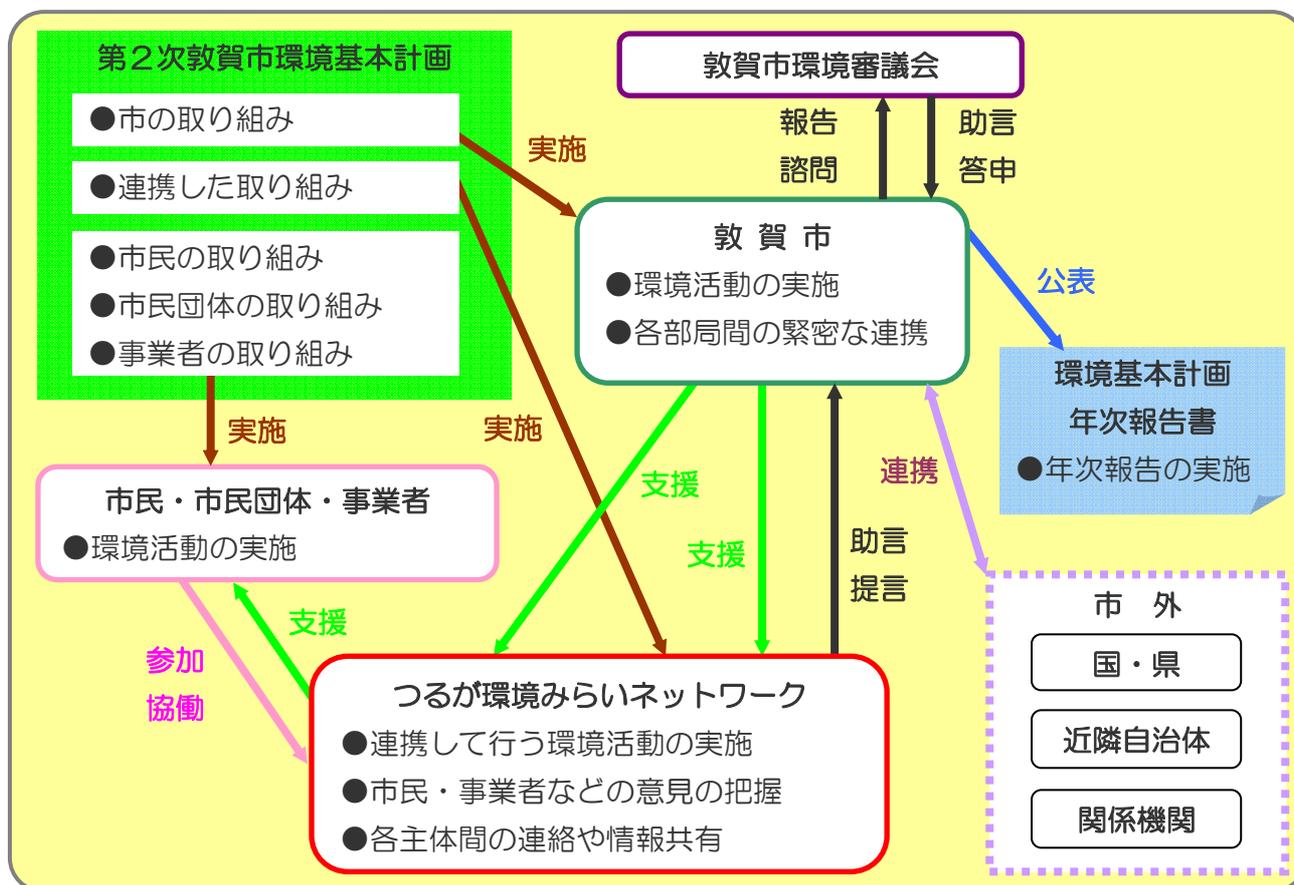
★ 協力体制の構築と連携強化

6 計画の推進体制

計画を実効性のあるものとするためには、市の各部局はもとより、市民・市民団体・事業者や関係機関などとの連携・協働により、全体的な推進をしていく必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民・市民団体・事業者・市のすべての主体が一体となって計画を推進していきます。

計画推進体制の体系図



■つるが環境みらいネットワーク

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、市民・市民団体・事業者が連携・協働し、それぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

「つるが環境みらいネットワーク」は、市民・市民団体・事業者・市で構成された組織として、平成13年度に策定した環境基本計画に基づき設立されました。

それぞれの主体が相互に連携して取り組むべき環境活動だけでなく、市民・事業者の意見の把握、各主体間の連絡や情報共有、必要に応じた各種基本施策についての助言や提言を行います。

■敦賀市環境審議会

環境審議会は、敦賀市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織されます。

本審議会では、環境関係法令の基本的な事項のほか、環境基本計画の改定や推進状況などに関する

る事項について、総合的な視点から調査審議し、助言や提言を行います。

■市役所及び広域的な連携・協力体制の強化

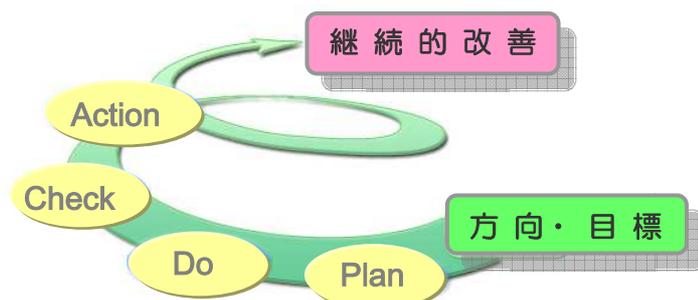
本計画に基づく施策を推進していく上で市の各部局においては関係部局間の連携・調整を行うだけでなく、国・県、関係機関や隣接する自治体とも広域的な連携を図り、環境行政に取り組んでいく必要があります。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などについては、市域を越えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も引き続き国・県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

7 計画の進行管理

■計画の点検・評価

本計画の進捗状況について、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて点検・評価します。この方法は、①計画（Plan）、②実施（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、計画の進捗状況の把握や課題の抽出、点検・評価を行い、計画の継続的な改善を図ります。



■「環境基本計画年次報告書」の作成と公表

計画の進捗状況を把握し、これを年次報告書として毎年作成します。この年次報告書は、ホームページなどで広く市民に公表します。

■計画の見直し

本計画は、策定から10年後の平成34年の敦賀市の環境未来像を展望しながら環境政策を総合的かつ計画的に推進するものですが、本市を取り巻く環境や経済社会情勢などの変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるものとします。

■環境情報の提供

市民・市民団体・事業者・市の連携・協働による環境活動を推進していくためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

第2章 敦賀市の環境状況

1 自然環境

(1) 自然

■位置・地勢

敦賀市は、東経136度3分20秒、北緯35度38分43秒、福井県のほぼ中央に位置し、市域の北は日本海、東は南越前町及び滋賀県長浜市、南は滋賀県高島市、長浜市、西は美浜町にそれぞれ接しており、東西約14km、南北約26kmで、市域面積は251.20km²となっています。市域の面積の約80%が山林、残りの約20%は平野部となっており、その中に港湾、道路などの交通網、河川、住宅、工場等が密集しています。

市域の三方には、野坂山、西方ヶ岳、岩籠山の敦賀三山をはじめとした山々が連なり、敦賀平野と敦賀湾を取り囲んでいます。これらの山地には、野坂山のブナ林、西方ヶ岳のブナ林、鉢伏山のブナ・ミズナラ林、天筒山のスダジイ林などの原生林が多く存在しており、豊かな山林環境と生態系を育むとともに、敦賀市の水資源の涵養域として私たちの生活を支えています。

市の東部は、栃ノ木峠から鉢伏山を経て山中峠に至る山稜で福井県を二分する嶺南及び嶺北地域の境となっています。南部及び西部の山地は914mの野坂山をはじめ、標高600m程度の山々が連なって分水嶺を成しており、滋賀県境に源を発する笙の川は、五位、木ノ芽、黒河川の流れを集め、沖積層の平野部を貫流し、敦賀湾に注いでいます。

敦賀湾は、東西約8km、南北約12kmで、その海岸線は約54kmにわたり、湾内は天然の良港を形成するとともに、その沿岸部は、越前海岸国定公園及び若狭湾国定公園に指定されています。気比の松原は、日本三大松原の一つとして市民に親しまれ、多くの人が訪れる観光地となっています。また、敦賀半島の門ヶ崎、立石岬、水島から色浜までの海岸地形は変化に富んでおり、貴重な景観資源となっています。

さらに市内には、福井県自然環境保全地域に指定された池河内湿原、越前海岸国定公園である中池見湿地をはじめとした湿地があります。特に中池見湿地は、特異的な地形と世界屈指の泥炭層、多様な生物多様性から、ラムサール条約湿地に登録されています。



■敦賀市の自然環境マップ

▲ 山

1. 蝾螺ヶ岳、2. 西方ヶ岳、3. 三内山、4. 旗護山、
5. 野坂山、6. 岩籠山、7. 衣掛山、8. 三足富士、
9. 行市山、10. 柳ヶ瀬山、11. 天筒山、12. 鉢伏山

● 河川・湿地・池・滝

13. 井の口川、14. 助高川、15. 黒河川、16. 木の芽川、17. 栃古川、18. 五位川、19. 笹の川、20. 猪ヶ池、21. 池ノ原湿原、22. 鬼ヶ滝、23. 中池見湿地、24. 池河内湿原、25. しはすの滝

■ 国定公園

若狭湾国定公園：敦賀市の気比の松原から京都府舞鶴市に至る自然公園

越前加賀海岸国定公園：石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、そして中池見湿地を含む海岸性公園

■ 自然環境保全地域

池河内自然環境保全地域：敦賀市内を流れる笹の川の源流部に当たり、源流部にできた阿原ヶ池を中心とした湿原、その周辺部の平坦地、山ろく部のかん養地の保全を目的として、福井県自然環境保全条例に基づき指定された地域。



■敦賀市に関するすぐれた自然

植生	低層湿原	池河内湿原の植生，黒河の湿原植生
	常緑広葉高木林	金ヶ崎城跡のスダジイ林，秋葉山のスダジイ林，白城神社のスダジイ林
	冷温帯落葉広葉高木林	岩籠山のブナ林，黒河川流域の植生，野坂岳のブナ林
	温帯針葉高木林	門ヶ崎のクロマツ林
	重要な植生群落等	中池見の湿生植物群落，気比の松原，黒河川流域の植生，敦賀半島の植生
動物	淡水魚類	アジメドジョウ
	昆虫類	ムスジイトトンボ，アオモンイトトンボ，アオハダトンボ，ムカシトンボ，キヒロサナエ，タバサナエ，オグマサナエ，ネアカヨシヤンマ，アオヤンマ，マルタンヤンマ，ハッチョウトンボ，チョウトンボ，マイコアカネ，ヒメアカネ，エゾトンボ，キベリトウゴウカワゲラ，クチキコオロギ，トゲミズギワカメムシ，オオコオイムシ，ヨコヅナツチカメムシ，ゲンゴロウ，コガタノゲンゴロウ，サシゲ

		チビタマムシ、ゲンジボタル、ガマキスイ、ナカイケミヒメテントウ、フタイロカミキリモドキ、ホクリクヒメハナカミキリ、ヤノトラカミキリ、イチモンジハムシ、オキナワシリアゲコバチ、コツノアリ、ケブカツヤオオアリ、アメイロオオアリ、アケボノベッコウ、フクイアナバチ、キアシマエダテ、カラトイスカバチ、アカオビケラトリ、キアシハナダカバチモドキ、ニッポンハナダカバチ、キバラガガンボ、オオヒゲナガハナアブ、スズキナガハナアブ、オオマダラメマトイ、クロアシエダトビケラ、ヨツメトビケラ、ダイミョウセセリ、ヒサマツミドリシジミ、オオウラギンヒョウモン
	昆虫類の重要な生息地	池河内湿原、中池見湿地、黒河国有林の湿地とその周辺
	鳥獣の重要な生息地	筥ノ川河口域、黒河川上流域
地形地質		元比田の海成段丘、杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地、鉢伏山の花崗岩と元比田礫岩、敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地、池河内の盆谷、阿原ヶ池・湿原、刀根の石灰岩、中池見盆地、金ヶ崎の石灰岩と地形、気比の松原、敦賀平野周辺の段丘地形・洪積世、敦賀断層、野坂断層、弁天崎の巨晶花崗岩（ペグマタイト）、晶洞、洞穴、浦底の猪ヶ池および明神崎の地塁・地溝、立石岬の海食棚・海食崖・節理、門ヶ崎の海食地形・節理

※出典「福井県のすぐれた自然（動物編、植物編、地形地質編）」（1999年3月 福井県自然環境保全調査研究会監修 福井県発行）

(2) 気 象

敦賀市は、対馬暖流が分流する日本海に面し、海岸気候の特性を持つ日本海型－北陸山陰型気候区に属しています。年間降水量は2,100mm程度で、全国平均を上回る多雨地区です。降水量は日本海側特有の降雪により冬季がピークを成していますが、若狭湾に臨み対馬暖流の影響を受けて、嶺北の平野部に比べて冬の日最高気温、日最低気温はともに高く、零度以下になる日は少ないです。このため積雪量も嶺北平野部に比べて少なく融雪も早いので、この点では山陰型気候区に似ています。

春 季

3月末頃から気温が次第に高くなり、大陸からの移動性高気圧や低気圧の去来が頻繁となって周期的に天気変化します。4～5月は比較的穏やかで晴天の日が多く、この間日本海を発達した低気圧が進むと強い南寄りの風が吹き、時折高温で乾燥した風の吹くフェーン現象が起こります。

夏 季

入梅は6月初旬にはその走りが現われ、6月中旬から7月中旬にかけて梅雨期となり、梅雨末期には前線が北上して大雨をもたらすことがあります。梅雨が明けると太平洋高気圧の圏内に入り、海陸風現象が顕著となります。

秋 季

9月上旬から10月半ばまでは、本州南岸沿いに停滞する秋雨前線により長雨の季節に入り、8～10月は台風が来襲し、特に9月の台風は大きな災害をもたらすことが多いです。

冬 季

西高東低の冬型の気圧配置の日が多く、寒冷な北西季節風が吹き荒れ、雨や雪の日が多くなります。積雪量は沿岸部では少ないですが、東部・南部の山間部ではかなりの積雪となります。

■天気の概況

年間平均気温は前年度とほぼ同気温の15.7℃で、年間日最高気温は8月の33.0℃、年間日最低気温は1月の1.4℃です。平均気温と平均気温平年値を比較すると、10月において平均気温が2℃高く、最も差が大きくなっています。また、4月においては、平均気温が0.8℃低くなっています。

年間降水量は約2,547.5mmで、平年値に比べ多く、特に9月が多くなりました。平均風速は平年並み、日照時間は平年に比べて長くなりました。

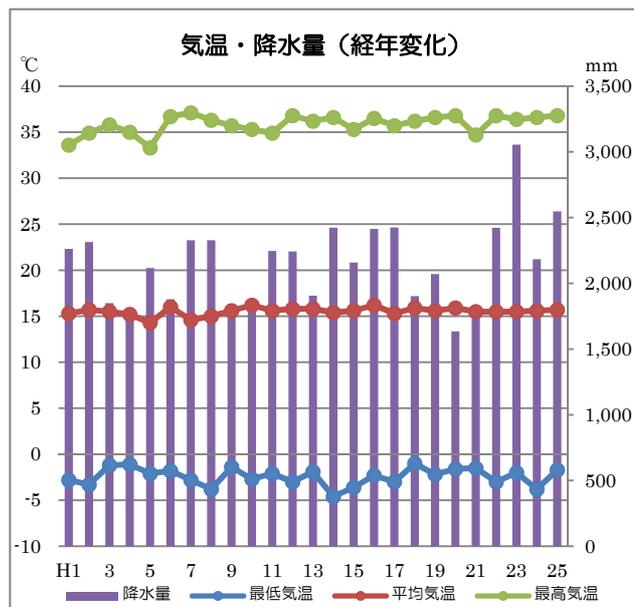
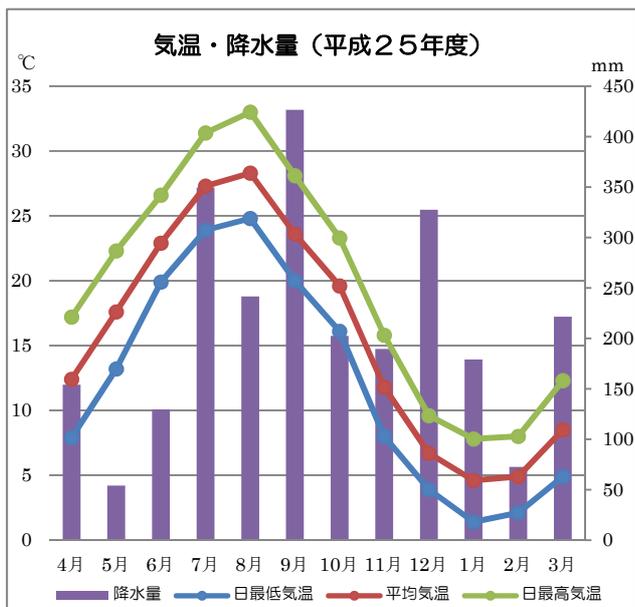
年間気象表

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
気温	平均気温(℃)	12.4	17.6	22.9	27.3	28.3	23.6	19.6	11.8	6.7	4.6	4.9	8.5	15.7
	平均気温平年値(℃)	13.2	17.8	21.7	25.8	27.4	23.4	17.6	12.3	7.4	4.5	4.7	7.8	15.3
	日最高気温(℃)	17.2	22.3	26.6	31.4	33.0	28.1	23.3	15.8	9.6	7.8	8.0	12.3	19.6
	最高気温平年値(℃)	17.6	22.0	25.3	29.4	31.5	27.3	21.7	16.2	10.7	7.5	8.0	11.6	19.1
	日最低気温(℃)	7.9	13.2	19.9	23.9	24.8	20.0	16.1	8.0	3.9	1.4	2.1	4.9	12.2
	最低気温平年値(℃)	8.9	13.7	18.3	22.7	24.2	20.0	13.7	8.5	4.1	1.6	1.5	3.9	11.8
湿度	平均湿度(%)	64	65	73	73	73	73	72	69	72	70	67	70	70
降水量	降水量(m)	154.0	54.0	129.5	349.5	241.5	426.5	202.5	189.5	327.5	179.0	72.5	221.5	2547.5
	降水量平年値(m)	118.7	142.2	165.7	195.8	125.5	188.2	135.2	185.0	282.4	269.5	166.9	150.2	2125.3
	日最大降水量(m)	34.0	14.5	59.5	113.5	76.0	150.5	97.5	26.5	50.5	30.5	27.0	63.5	62.0
風向・風速	平均風速(m/s)	4.7	4.6	3.3	3.9	3.4	3.6	4.0	4.0	4.4	4.8	5.8	4.9	4.3
	最大風速(m/s)	21.1	15.0	9.3	11.7	12.4	19.5	18.6	18.9	13.9	14.3	17.1	15.1	15.6
	最大瞬間風速(m/s)	32.2	23.0	16.3	18.5	18.9	28.3	28.2	28.2	22.2	21.6	24.6	21.6	23.6
	平均風速平年値(m/s)	4.4	4.1	3.6	3.6	3.7	3.6	3.6	4.0	4.3	4.4	4.7	4.6	4.1
	最大風速風向	SSE	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW	SSE	SSE	NW	N	NNW	NNW	
日照時間	日照時間(hr)	162.2	242.5	154.8	169.5	215.6	199.8	108.6	121.7	59.8	92.2	79.4	129.9	1736.0
	日照時間平年値	167.1	176.6	136.4	146.5	201.6	139.5	145.8	106.5	77.3	62.3	76.2	124.4	1560.2

資料：福井地方気象台

※平年値… その時々気象(気温、降水量、日照時間等)や天候(冷夏、暖冬、少雨、多雨等)を評価する基準として利用されると共に、その地点の気候を表す値として用いられる値です。現在は、1981～2010年(昭和56年～平成22年)の観測値に基づいた平年値を使用しています。

※年間値…各月の値を足して12で割った値を年間値としています。(降水量、日照時間については、合計値)



(3) 地下水位

敦賀市の東西と南の三方を囲む山地は、水源かん養機能を持ち、河川などを通じて平野部に豊富な地下水を供給しています。敦賀市内を流れる主な河川は、笙の川、木の芽川、黒河川、助高川、井の口川などであり、それぞれ下図のような流れで山地から平野、海域に至ります。地下水は、上水道の水源としてだけでなく、家庭用井戸などを通じ普段の生活の中で身近に利用されています。

敦賀市では、地下水の汚染や塩水化を防ぐため、別章で紹介する水質調査とあわせ、市内の観測井戸における地下水位の測定を行っています。また、水道水源保護条例に基づく水道水源保護審議会及び地下水利用のあり方を検討する水環境整備懇談会を毎年開催し、市民生活を支える貴重な資源である地下水の保全に取り組んでいます。



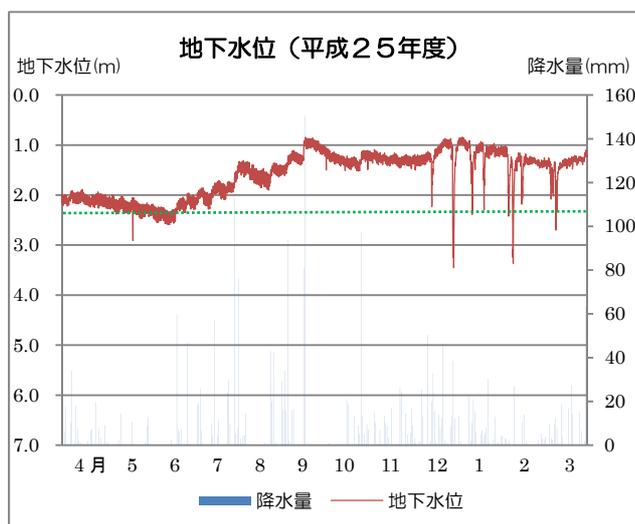
No.	測定地点
①	敦賀北小学校
②	敦賀南小学校
③	男女共同参画センター
④	プラザ萬象
⑤	中郷小学校
⑥	栗野南小学校
⑦	敦賀市役所
⑧	松原小学校

■地下水位の観測

地下水位の低下は、海水が陸地内に侵入することによる塩水化を引き起こす恐れがあります。塩水化は、地下水が飲用できなくなったり、農作物の生育に支障をきたしたりと、市民生活に多大な影響を及ぼします。大手事業場の事業活動による地下水利用や、冬期に各家庭や事業所において地下水を利用する消雪設備の稼働が増加することが地下水位低下の主な原因と考えられていますが、一度塩水化が起これば、元の状態に回復するまでに非常に長い年月を要することになるため、未然防止を図ることが重要です。

敦賀市では、市内8ヶ所の観測井戸において、地下水位を測定しています。また、降雪時には、消雪設備稼働の自粛を呼びかけるなど、地下水の節約に関する啓発活動を行っています。実際に地下水位の低下が一定の基準を超える場合には、地下水位低下注意報及び警報を発令し、注意喚起を行っています。

平成25年度は、消雪設備の稼働が増えた12月から2月に、地下水位が海水面（海拔0m）を下回る時期がありましたが、例年に比べて積雪が少なく、地下水位が継続的に低下するとは認められなかったため、地下水位低下注意報及び警報は発令されませんでした。冬期以外については、おおむね地下水位は海水面を上回っています。



※上図は、敦賀市役所（海拔2.3m）の観測井戸における地下水位の測定結果です。緑色の点線は、海水面の高さを表しています。

■水道水源保護条例と水道水源保護審議会

水道水源保護条例は、敦賀市の上水道の水源である地下水の水質汚濁を防止し、安全で良質な水を将来にわたって保全するため、平成13年度に制定された条例です。この条例では、地下水を守る上で特に重要な地域を水源保護地域と定め、地域内にある事業場の事業活動に起因する排水等について独自の基準を設けて規制を行っています。

敦賀市では、上記の目的を達成するため、条例により水道水源保護審議会を設置し、水源保護地域における水源の保護に関わる重要な事項について調査・審議を行っています。

平成25年度は、審議会を1回開催し、水源保護地域における事業場の事業活動に関する届出の審査を行いました。

■水環境整備懇談会

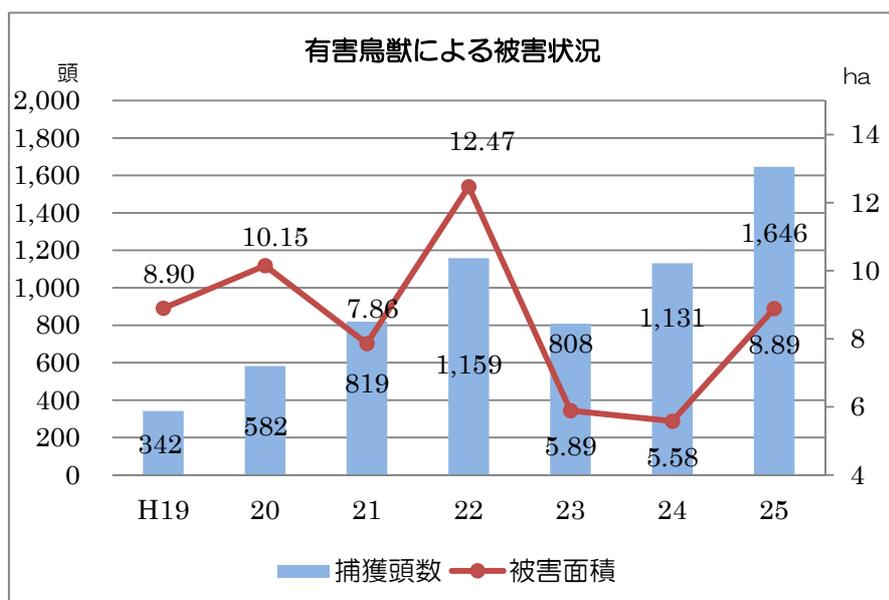
水環境整備懇談会は、地下水位の低下による地下水の塩水化を防止するため、大手事業場による地下水の揚水量規制をはじめとした地下水利用の在り方を調査・研究する目的で設置されたものです。

平成25年度は、懇談会を1回開催し、地下水の揚水量の現況を確認し、今後も事業場等による地下水の揚水量等について正確な把握に努めることを確認しました。

(4) 野生鳥獣害

野生鳥獣による農作物被害は、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ニホンザルなどによるものです。その有害鳥獣に対して、農地に入らないように柵で囲む「防護対策」、有害鳥獣を寄せ付けない環境を作る「すみわけ対策」、適切な捕獲を行う「捕獲対策」の3つの対策に取り組んでいます。そのほか、広報誌や農家に対する回覧誌による情報提供や研修会を開催しています。

敦賀市における有害鳥獣の被害については、平成22年度に被害面積が最も大きく、捕獲頭数も初めて1,000頭を超えました。捕獲の推進、侵入防止柵の整備により、被害面積は一時減少したものの、平成25年度には、過去最高の1,646頭を捕獲しているにもかかわらず、被害面積が増える状況となっており、今後も継続した対策が必要となっています。



種類	捕獲頭数
イノシシ	762
ニホンジカ	734
ハクビシン	96
ニホンザル	33
アナグマ	20
アライグマ	1
合計	1,646

■市内の全山ぎわで現況調査を実施

平成25年度においては、深刻化するシカやイノシシ等の獣害について、市内の全山ぎわ(67集落)で現況調査を実施しました。調査によって明らかになった被害対策状況や鳥獣の分布状況などから課題を分析検証し、集落別に「鳥獣害被害カルテ」と「鳥獣害被害マップ」を作成しました。これを今後の被害対策の基礎情報とするとともに、集落ごとに適切に被害防除対策に取り組むことができるよう結果を各集落へ報告しました。

【鳥獣害被害カルテの内容】

- ・ 獣害調査結果 (地区の特徴、住民への聞き取り結果、獣の痕跡調査結果)
- ・ 鳥獣害対策の方法

2 社会環境

(1) 都市公園

都市公園の開設状況は、平成25年度末現在、40箇所148.20haとなっています。

また、平成24年度から「地域の住民団体による公園等の自主管理協定に関する要綱」を制定し、市と地域の住民団体との間で公園等の自主管理協定を締結し、公園等の良好な環境の保全と地域コミュニティの向上を目的とした地域による維持管理を進めております。平成25年度末において、協定に基づく管理がされている都市公園は、大島公園（元町）、昭和第1公園（昭和町）となっています。

種類	箇所数	面積 (ha)	備考 ※()内の数字は面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	31	6.62	蓬萊公園(0.18)、大島公園(0.22)、旭公園(0.25)、本町第1公園(0.13)、本町第2公園(0.18)、本町第3公園(0.23)、津内公園(0.18)、清水第1公園(0.22)、清水第2公園(0.25)、舞崎第1公園(0.16)、舞崎第2公園(0.14)、三島公園(0.11)、昭和第1公園(0.74)、昭和第2公園(0.21)、昭和第3公園(0.24)、和久野第1公園(0.23)、和久野第2公園(0.26)、和久野中央公園(0.74)、境公園(0.05)、筋生野公園(0.11)、松島第1公園(0.13)、松島第2公園(0.19)、松島第4公園(0.23)、松島第6公園(0.14)、東洋公園(0.06)、三島第2公園(0.12)、西ノ森公園(0.25)、山泉公園(0.27)、栗野南第1公園(0.10)、牛丸公園(0.18)、石蔵公園(0.12)
	近隣公園	3	8.20	桜ヶ谷公園(4.30)、岡山公園(2.30)、松島中央公園(1.60)
	小計	34	14.82	
都市基幹公園	総合公園	2	99.50	金ヶ崎公園(62.30)、松原公園(37.20)
	運動公園	1	32.70	敦賀市総合運動公園(32.70)
	小計	3	132.20	
都市緑地	1	0.98	津内緑地(0.98)	
広場公園	2	0.20	神宮前広場(0.08)、白銀広場(0.12)	
合計	40	148.20		

(2) 文化財

文化財の指定件数は、国指定が18件、県指定が28件、市指定が144件の計190件となっています。また、国の登録文化財として、3件が登録されています。(平成26年3月31日現在)

指定区分	件数	件数	内容
国指定文化財	国宝	1	工芸品 1
	重要文化財	9	絵画 3、工芸品 1、書跡・典籍・古文書 3、建造物 2

	重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財 1
	記念物	7	史跡 4 (古墳 1・城跡 2・その他 1)、名勝 3 (庭園 2・景勝地 1)
県指定文化財	有形文化財	14	絵画 2、彫刻 3、工芸品 4、書跡・典籍・古文書 1、考古資料 1、建造物 3
	民俗文化財	7	有形民俗文化財 1、無形民俗文化財 6
	記念物	7	史跡 4 (古墳 2・城跡 1・その他 1)、天然記念物 3 (植物 3)
市指定文化財	有形文化財	99	絵画 27、彫刻 10、工芸品 13、書跡・典籍・古文書 12、考古資料 3、歴史資料 29、建造物 5
	民俗文化財	4	無形民俗文化財 4
	記念物	41	史跡 7 (古墳 2・その他 5)、名勝 3 (庭園 1・景勝地 2)、天然記念物 31 (植物 31)
国登録文化財	有形文化財	3	建造物 3



海からの門ヶ崎

な景観がみられます。

また、龍神を祭った神域とされる洞穴があり、その前で古くから大漁祈願や悪病退散が行われるなど、区民の信仰の対象でもあったと伝えられています。江戸時代に編集された地誌『敦賀志』や幕末の絵師内海元孝が描いた「紙本墨書門ヶ崎図」に登場し、当時から海からの眺望が景勝地として知られていたことが分かります。

(3) 景 観

■敦賀市景観計画を策定

敦賀市は、歴史ある港まちの風情を醸し出す敦賀港周辺をはじめ、優れた景観を数多く有しています。この多彩な景観を今後も大切に守り育て、次世代に継承していくため、景観法に基づき、平成26年3月に市内全域を対象とした敦賀市景観計画を策定しました。

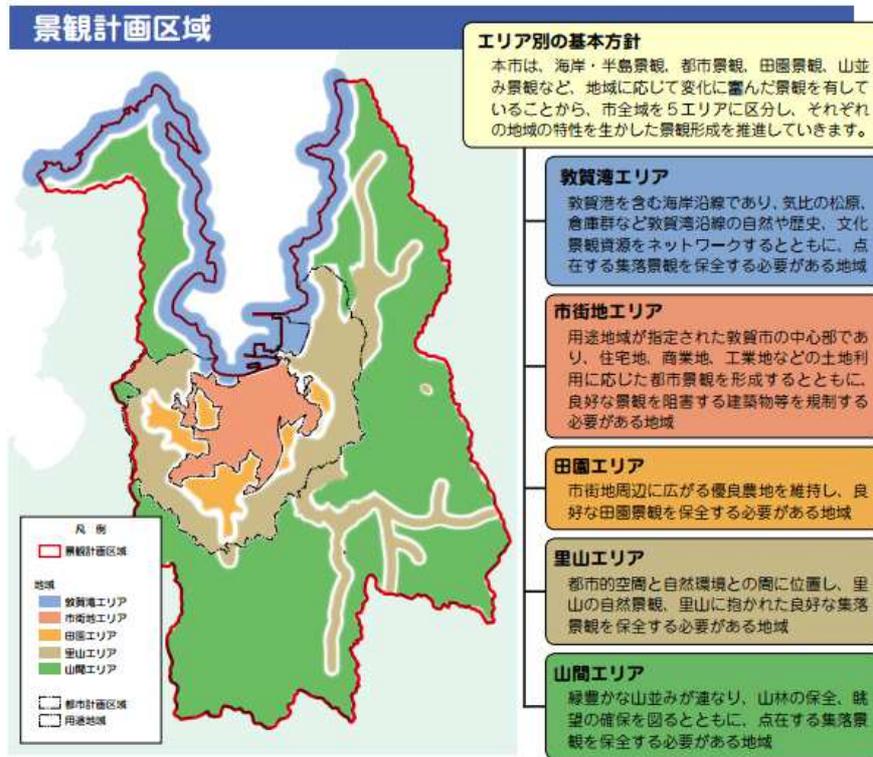
敦賀市では、平成18年6月に独自の敦賀市景観条例を制定し、景観形成の推進を図ってきましたが、本条例には届出の対象となる行為、形態や色彩等の基準がなく、全市的な景観誘導が難しい状況でした。

景観法に基づく景観計画を策定することにより、景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の行為に対して届出を義務づけるとともに、市内のエリアごとに景観づくりの基準を定め、実効性を持った景観形成を進めていきます。

■景観形成の基本理念

港まちの風情漂う 自然と調和した魅力的で 美しい景観づくり

海と山に囲まれた自然環境を基調に、港まち敦賀の歴史・文化的建造物と近代的な都市景観との調和を図りつつ、市民・事業者・行政が協働で景観づくりに取り組み、地域に愛着と誇りを持ちながら、敦賀市の魅力を高め活用していくため、美しい景観づくりを推進します。



敦賀市景観計画の対象区域

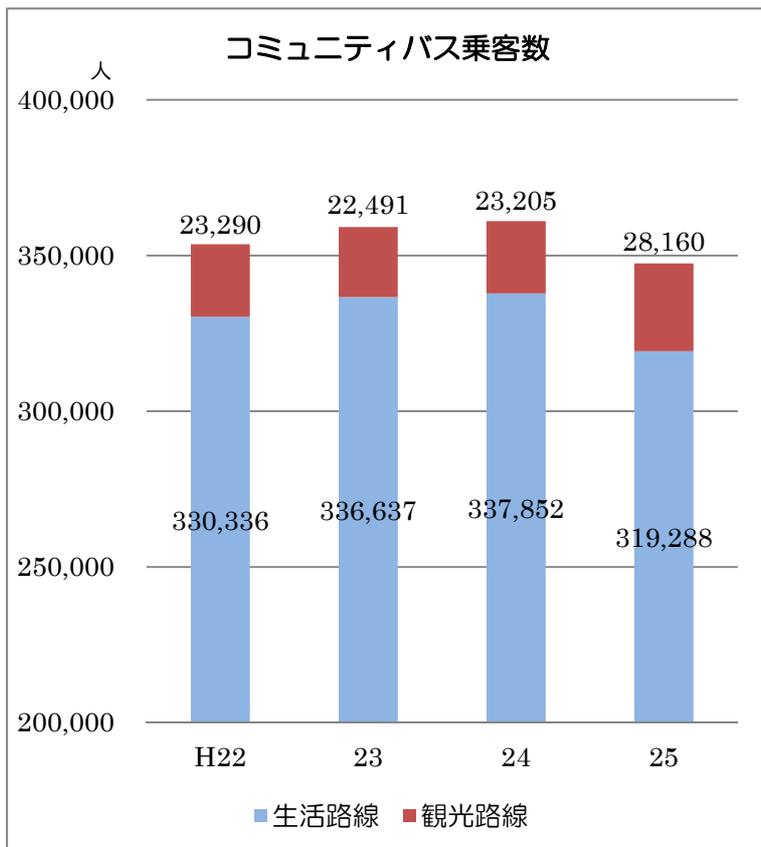
(4) 公共交通

コミュニティバスは、お年寄りや自らの交通手段を持たない交通弱者に対し、市街地や医療機関、交通施設への外出機会を提供するとともに、通勤・通学者の足の確保や中心市街地の活性化を図ることなどを目的に運行されています。

平成25年度におけるバス路線は、市街地循環線をはじめとした一般生活路線バス14路線（181便/日）と、主に敦賀駅と市内の観光施設を繋ぐ観光路線バス「ぐるっと敦賀周遊バス」1路線（6便/日）の合計15路線となっています。

バスの利用状況は、一般生活路線14路線で319,288人（前年度比18,564人減）、観光路線バス1路線で28,160人（前年度比4,955人増）となっています。一般生活路線バスにおける乗客の減少が目立ちますが、特に金山線、松原線、中郷・木崎線、中央線など、古くからの住宅が多い人口密集地においてその傾向が顕著であり、通勤・通学者によるバスの利用機会が減っていることが推測できます。

そうした状況の中、コミュニティバスの利用促進のため、敦賀まつりの開催日に合わせたバス無料体験イベントの実施、利用者個人の利用頻度の高い路線のみを自分仕様にまとめた「私の時刻表」の無料作成、運転免許を自主返納した高齢者にバス利用券を交付する運転免許自主返納支援などのソフト面、市内の町内会が実施するバス待合所整備に対する補助などのハード面双方の充実を図りました。



私の時刻表



新設されたバス待合所（奥野）

3 生活環境

(1) 大気

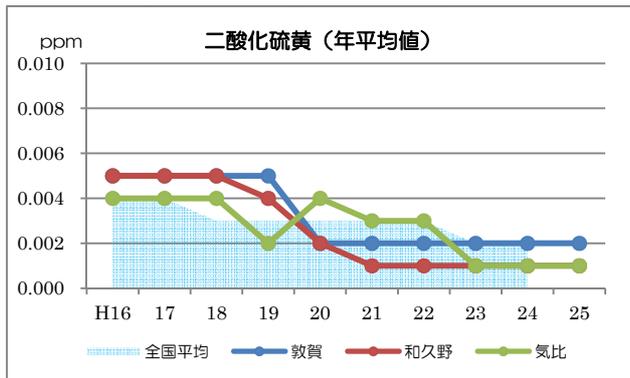
敦賀市は、大気汚染の状況を常時監視するため、大気汚染常時監視測定局として「気比測定局（清水町1丁目）」を設置しています。福井県が設置する敦賀（松栄町）、和久野（新和町2丁目）の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（古田刈）とともに、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの汚染物質の監視・測定を行っています。

平成25年度は、工場排煙や自動車の排気ガスに起因する光化学オキシダント及び中国の大気汚染による越境汚染等が原因と考えられる微小粒子状物質（PM2.5）について、国が定める環境基準を超過する結果となりました。その他の項目については、全て環境基準を満足しています。

■二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、硫黄分を含んだ化石燃料の燃焼により発生します。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になります。

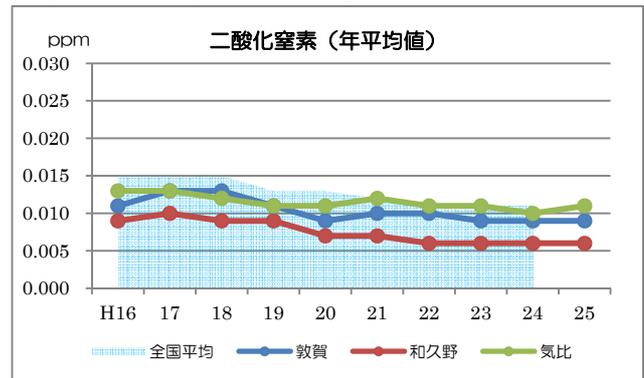
測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
敦賀	0.002	0.024	○
和久野	0.001	0.012	○
気比	0.001	0.011	○



■二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼によって生じ、主にボイラーや自動車から排出されます。呼吸器系に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学スモッグの原因物質になります。

測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
敦賀	0.009	0.049	○
和久野	0.006	0.040	○
気比	0.011	0.065	○



■一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼により発生し、主に自動車から排出されます。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなどして人体に悪影響を及ぼします。

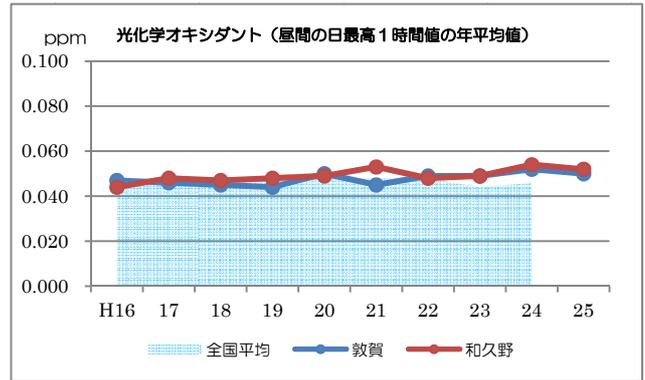
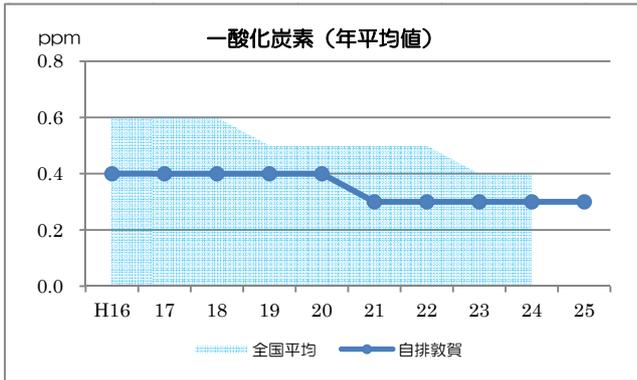
測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
自排敦賀	0.3	1.1	○

■光化学オキシダント（OX）

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物などが太陽光線に含まれる紫外線により光化学反応を起こすことで生成するオゾン等の酸化性物質のうち、二酸化炭素を除いたもので、光化学スモッグの状態を示す指標として用いられます。濃度が高くなると目、喉などの粘膜に悪影響を及ぼします。

平成25年度は光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

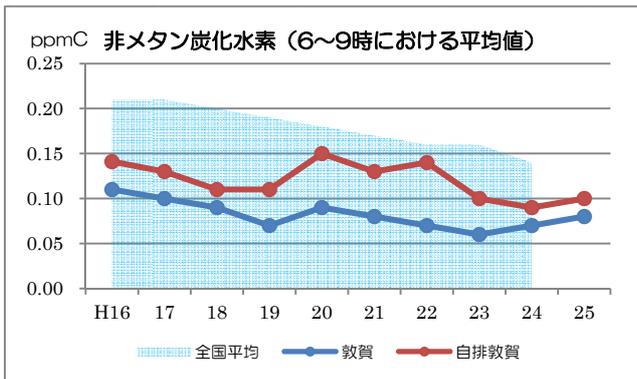
測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	環境基準達成状況
敦賀	0.050	80	×
和久野	0.052	98	×



■非メタン炭化水素

炭化水素は、炭素と水素からなる化合物で、主に自動車やガソリンスタンド、有機溶剤を使用する工場などから排出されます。光化学オキシダントの原因物質のひとつと考えられています。

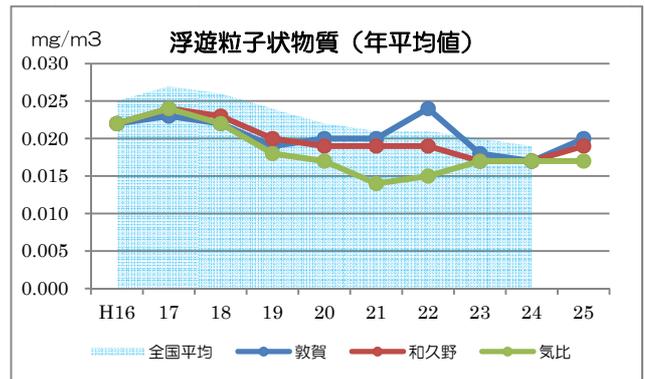
測定局	6～9時における平均値 (ppmC)	環境基準達成状況
敦賀	0.08	○
自排敦賀	0.10	○



■浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に存在する直径10μm以下の物質のことで、黄砂などによって濃度が高くなることがあります。気道や肺胞に付着して呼吸器系に悪影響を及ぼします。

測定局	年平均値 (mg/m3)	1時間値の最高値 (mg/m3)	環境基準達成状況
敦賀	0.020	0.156	○
和久野	0.019	0.101	○
気比	0.017	0.122	○

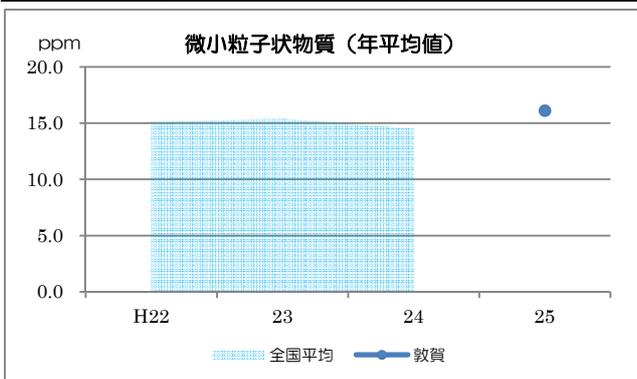


■微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、前述の大気中の浮遊粒子状物質のうち、直径が2.5μm以下のもので、中国の大気汚染による越境汚染が原因と考えられています。粒子が小さいため、人体に入り込みやすく、呼吸器系や循環器系に悪影響を及ぼします。

敦賀市における微小粒子状物質の測定は、平成25年度から開始されました。

測定局	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況
敦賀	16.1	×



■浮遊粉じん

大気中の浮遊物質のうち、人体に悪影響を及ぼす恐れのある重金属成分などの17物質について、敦賀市役所屋上で測定を行っています。

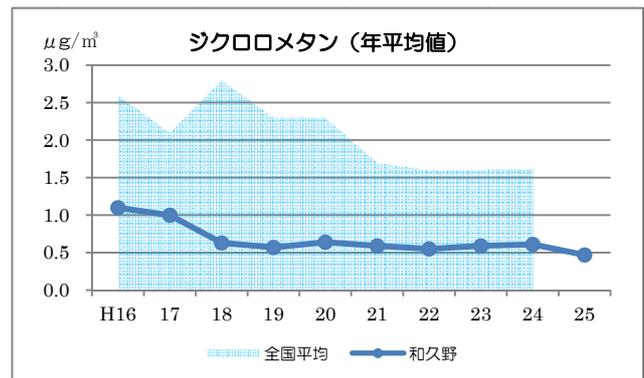
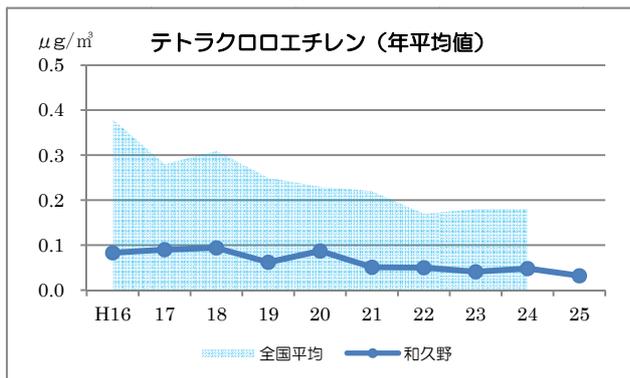
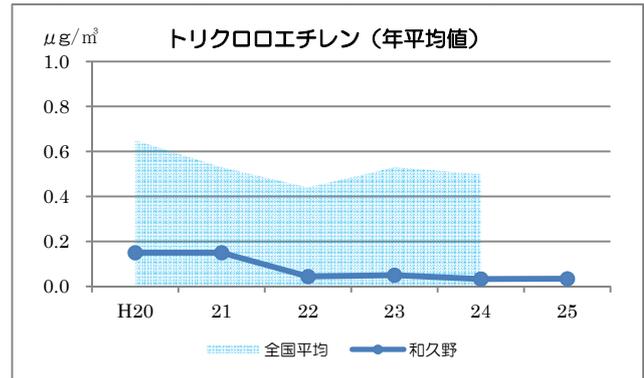
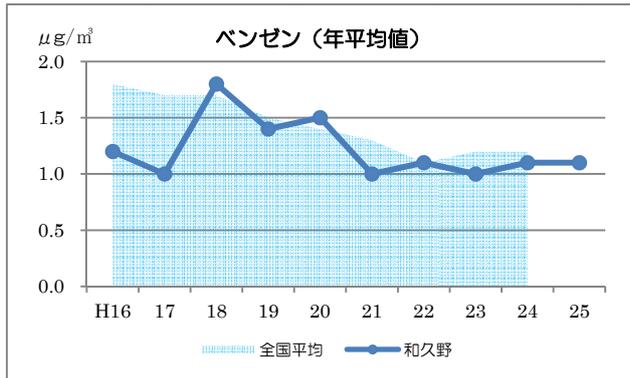
測定項目	測定値 (μg/m ³)	測定項目	測定値 (μg/m ³)
硫酸イオン	6.3	鉄	0.23
硝酸イオン	3.51	マンガン	0.012
塩化物イオン	0.093	亜鉛	0.065
アンモニウムイオン	2.5	銅	0.041
バナジウム	0.003	ニッケル	0.003
ナトリウム	0.3	カドミウム	<0.001
カリウム	0.21	鉛	0.024
カルシウム	0.14	アルミニウム	0.18
マグネシウム	0.05		

■有害大気汚染物質

福井県が測定を行っている有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているのは以下の4物質であり、これらは「揮発性有機化合物」と呼ばれています。燃料や溶媒として家庭生活や事業活動で広く利用されていますが、常温でも蒸発しやすく、目まいや吐き気、アレルギーに似た症状を引き起こすなど、人体に悪影響を及ぼすと考えられています。

物質名	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準達成状況
ベンゼン	1.1	○
トリクロロエチレン	0.034	○
テトラクロロエチレン	0.032	○
ジクロロメタン	0.47	○

※和久野局で測定



(2) 水 質

福井県及び敦賀市は、水質汚濁の状況を常時監視するため、市内の主要河川である笙の川水系及び井の口川水系の6地点で毎月水質調査を行っているほか、定期的に前述以外の河川、海域及び地下水の水質調査を実施しています。

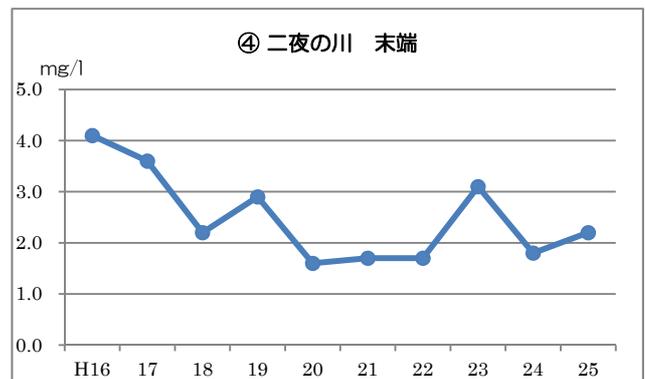
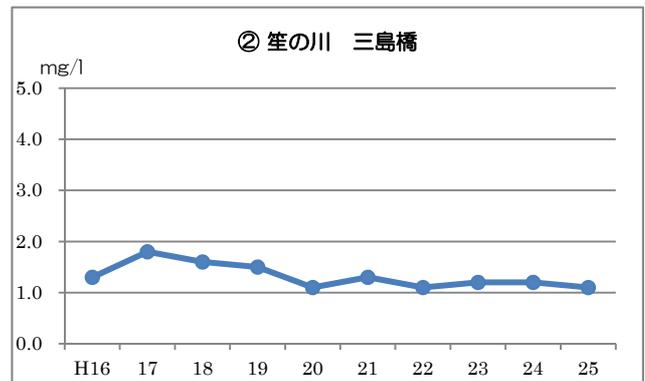
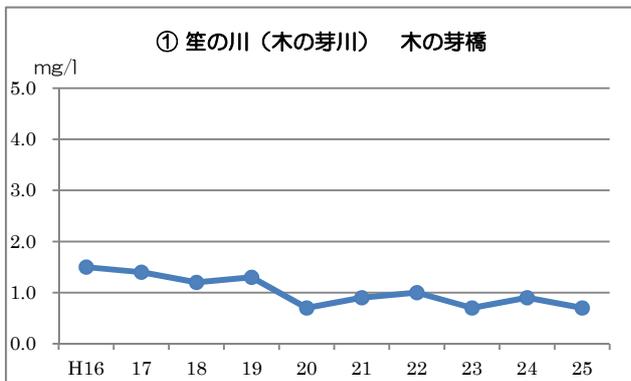
■河川（生物化学的酸素要求量（BOD））

生物化学的酸素要求量は、水中の微生物が有機物を分解する過程で消費される酸素の量のことで、河川の水質汚濁の指標に用いられ、この値が大きいくほど汚濁が進んでいることを示しています。各家庭からの雑排水や有機物を含む工場排水が流れ込むことが河川の水質汚濁の主な原因と考えられます。

平成25年度は、全ての調査地点において環境基準を満足しています。

No.	水域の名称	調査地点	BOD75%値(mg/L)	環境基準達成状況
①	笙の川	(木の芽川) 木の芽橋	0.7	○
②		三島橋	1.1	○
③	深川	木の芽橋	2.3	○
④	二夜の川	末端	2.2	○
⑤	井の口川(上流)	豊橋	1.3	○
⑥	井の口川(下流)	穴地藏橋	1.5	○

※75%値とは、データを値の小さいものから順に並べて(0.75×n)番目の値のことです。nは対象となるデータの総数を表します。水質調査は年12回実施しているため、9番目に小さい値が75%値となります。





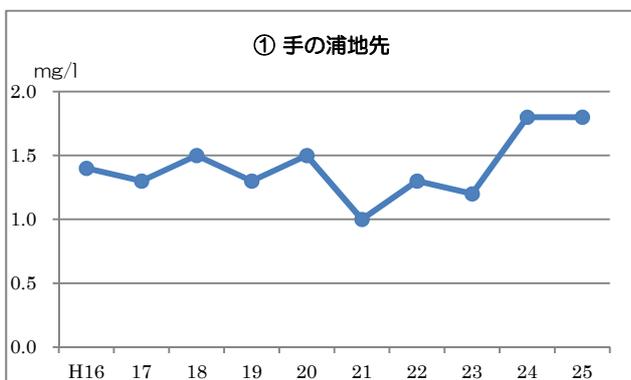
■海域（化学的酸素要求量（COD））

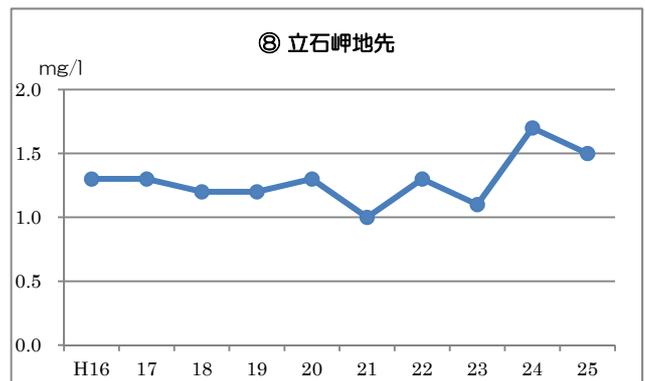
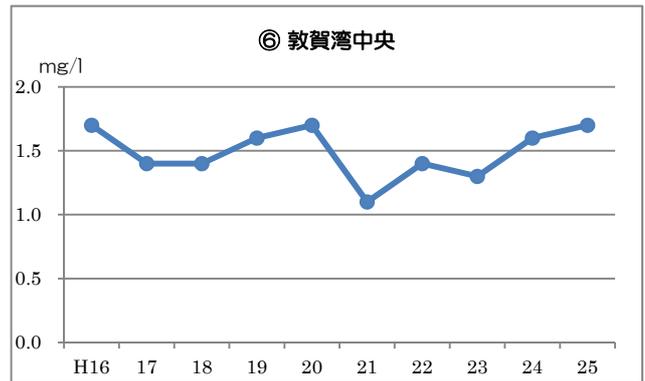
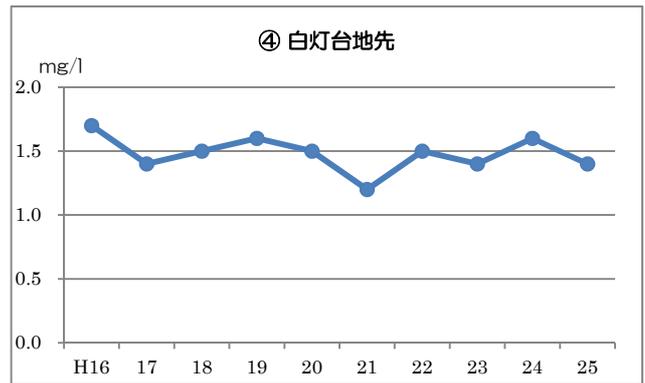
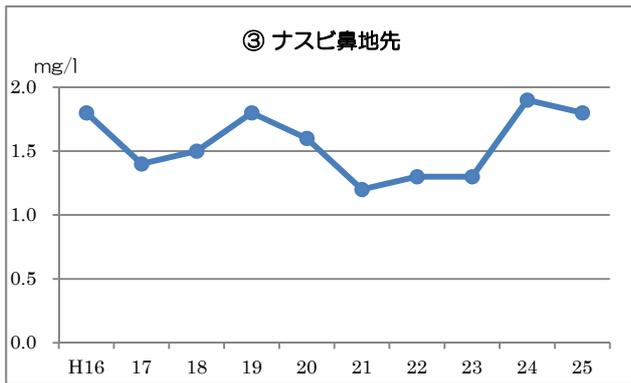
化学的酸素要求量は、水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化する過程で消費される酸素の量のことです。湖沼や海域の水質汚濁の指標に用いられ、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示しています。家庭排水や工場排水、し尿などの流入が湖沼や海域の水質汚濁の主な原因と考えられます。

平成25年度は、全ての調査地点で環境基準を満足しています。



No.	調査地点	COD75%値 (mg/L)	環境基準達成状況
①	手の浦地先	1.8	○
②	松ヶ崎地先	1.8	○
③	ナスビ鼻地先	1.8	○
④	白灯台地先	1.4	○
⑤	井の口川地先	1.7	○
⑥	敦賀湾中央	1.7	○
⑦	笹の川地先	1.8	○
⑧	立石岬地先	1.5	○





■地下水質

地下水は、上水道の水源としてだけでなく、家庭用井戸を通じて身近に利用されており、その保全は市民生活に必要不可欠なものです。地下水は流れが遅く、一度汚染されると、その影響が長期間に渡り継続し、回復までに多くの時間と費用を要することになるため、未然に汚染防止対策を行うことが重要です。

福井県及び敦賀市は、市内の家庭用井戸や事業所井戸で定期的に地下水の水質調査を行っています。調査項目は、カドミウムなど環境基準が定められている項目及びクロロホルムなど指針値が定められている要監視項目（環境基準は定められていないが、生活環境上、監視が必要な項目）となっています。

平成25年度は、南地区、西地区、松原地区、東郷地区、中郷地区、愛発地区、粟野地区の合計18地点で調査を行い、全ての調査地点において環境基準を満足しており、指針値を下回っています。

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、強い発がん性を持ち、生殖機能障害や悪性腫瘍などの健康被害を引き起こすとされ、外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）のひとつに数えられる化学物質です。ごみの焼却が発生の主な原因と考えられています。

福井県及び敦賀市は、大気中、河川、地下水及び土壌に含まれるダイオキシン類について測定・調査を行っています。

平成25年度は、全ての測定地点において環境基準を満足しています。

■大気中

区分	測定地点	測定値（年平均値） (pg-TEQ/m ³)	環境基準 (pg-TEQ/m ³)	環境基準達成状況
一般地域	敦賀市役所	0.029	0.6	○
	大気汚染常時監視測定局 (和久野局)	0.028		○
廃棄物焼却施設周辺	敦賀市総合運動公園	0.05		○

■河川

水域の名称	測定地点	測定値		環境基準		環境基準達成状況	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水質	底質
笙の川	三島橋①	0.065	0.22	1.0	150	○	○
	三島橋②	0.24	-			○	-
木の芽川	木の芽橋	0.065	0.22			○	○
深川	木の芽橋	0.13	2.1			○	○
	JR 鉄橋下	0.39	-			○	-
井の口川	穴地藏橋	0.14	5.5			○	○
	樋詰橋	0.43	-			○	-
五位川	追分橋	0.063	-			○	-
敦賀湾	笙の川地先	0.067	0.22			○	○
	井の口川地先	0.077	8.6			○	○

※底質とは、川底や海底などの表層部に堆積している砂などのことです。

■地下水

区分	測定地点	測定値 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	環境基準達成状況
廃棄物最終処分場周辺	赤崎	0.063	1.0	○
	市橋	0.062		○

■土壌

区分	測定地点	測定値 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)	環境基準達成状況
廃棄物焼却施設周辺	松原公園	0.35	1,000	○
	敦賀市総合運動公園	0.021		○

(4) 榑曲地区民間廃棄物最終処分場に関する調査

榑曲地区民間廃棄物最終処分場は、昭和62年から民間事業者が運営してきましたが、福井県の許可なく処分場を増設し、当初許可されていた量をはるかに超える廃棄物を搬入するなどしたため、平成12年に処分場へのごみの搬入中止の行政指導が行われました。

福井県及び敦賀市は、処分場からの浸出水が適正処理されないまま周辺の河川に流出していることから、事業者に対策を行うよう措置命令を出しましたが、早急な対応が行われませんでした。このことから、抜本的な対策事業を代執行し、処分場周辺の環境保全を図ってきました。当初、河川からは浸出水に起因するビスフェノールAなどの化学物質が高い濃度で検出されていましたが、前述の対策により水質は改善に向かっています。

福井県及び敦賀市は、継続的に榑曲地区民間廃棄物最終処分場周辺の河川及び地下水の水質調査を行っています。

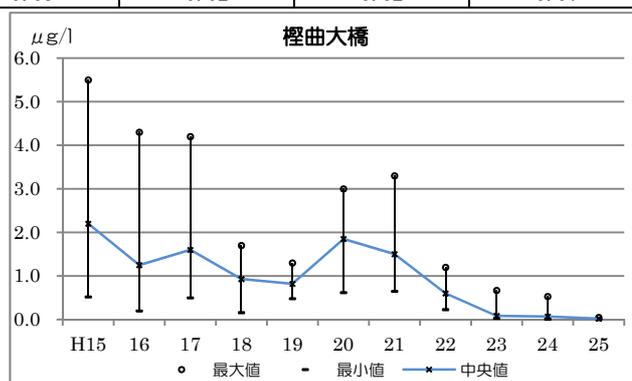
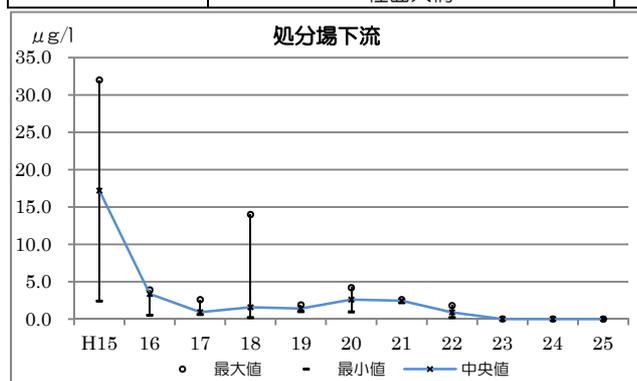
■ビスフェノールA

ビスフェノールAは、ダイオキシン類と同じく、生殖機能障害などの健康被害を引き起こす疑いがあるとされ、環境ホルモンのひとつに数えられる化学物質です。榑曲地区民間廃棄物最終処分場から木の芽川にビスフェノールAが流出していることが判明したため、それ以降、継続的に調査を行っています。なお、ビスフェノールAには、環境基準は設定されていません。

平成25年度は、処分場上流においてビスフェノールAは未検出、処分場下流では検出されていますが、微量に止まっています。

(単位: $\mu\text{g/L}$)

区分	調査地点	採取日			
		6月3日	8月20日	11月6日	2月4日
木の芽川	処分場上流	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	処分場下流	0.06	0.02	0.02	0.01
	榑曲大橋	0.05	0.02	0.02	0.01



※中央値とは、データを小さいものから並べて、中央に位置する値のことです。例えば、データの総数が5個の場合、3個目のデータが中央値に、6個の場合、3個目と4個目のデータの和を2で割ったものが中央値になります。

(5) 騒音・振動

敦賀市は、毎年、道路に面しない地域（一般地域）と道路に面する地域それぞれで騒音の測定・調査を行っています。

■道路に面しない地域（一般地域）の騒音

道路に面しない地域における主な騒音の原因は、工場騒音や建設作業による騒音です。

平成25年度は、全ての測定地点で環境基準を満足しています。

測定地点	区分	測定値(dB)	環境基準(dB)	環境基準達成状況
中央町2丁目	昼間	44	60	○
	夜間	46	50	○
野神①	昼間	47	55	○
	夜間	43	45	○
野神②	昼間	48	55	○
	夜間	45	45	○

※昼間は、午前6時～午後10時、夜間は、午後10時から翌日の午前6時のことを指します。

■自動車騒音

① 自動車騒音の測定結果

測定地点		測定値(dB)	環境基準(dB)	環境基準達成状況
県道 松島若葉線 (松原町～若葉町)	昼間	68	70	○
	夜間	61	65	○

② 道路に面する地域における評価

幹線名 (評価区間)	評価区間 区分	昼間の達成戸数		夜間の達成戸数		昼・夜間の達成戸数	
		戸	%	戸	%	戸	%
県道 松島若葉線 (松原町～若葉町)	近接空間	110	100	110	100	110	100
	非近接空間	246	100	246	100	246	100
	計	356	100	356	100	356	100

※この評価は、測定地点における数値を元に、道路の周辺地域における騒音の程度を算出し、環境基準の達成状況を基準として判定したものです。

(6) 悪 臭

敦賀市は、事業所の事業活動による悪臭が懸念される地域周辺で悪臭の測定・調査を行っています。

平成25年度は、全ての測定地点で規制基準値（参考値）を満足しています。

■特定悪臭物質（アンモニア）

測定地点	測定値(ppm)	基準値(ppm)	規制基準達成状況 (悪臭防止法)
泉	<0.1	2	○

■臭気指数

測定地点	測定値	参考値	規制基準達成状況 (福井県公害防止条例)
若泉町	<10	18	○
泉	<10	18	○
東洋町	<10	18	○
永大町	<10	18	○
みどりヶ丘	13	18	○

※上記の測定地点周辺には、福井県公害防止条例で悪臭の規制基準値が設定されている施設（家畜飼養施設、ふん尿処理施設等）が存在しないため、条例の基準値を参考値として用いています。

(7) 放射性物質

市内の放射線量は、福井県原子力環境監視センターや各事業所が常時監視しています。

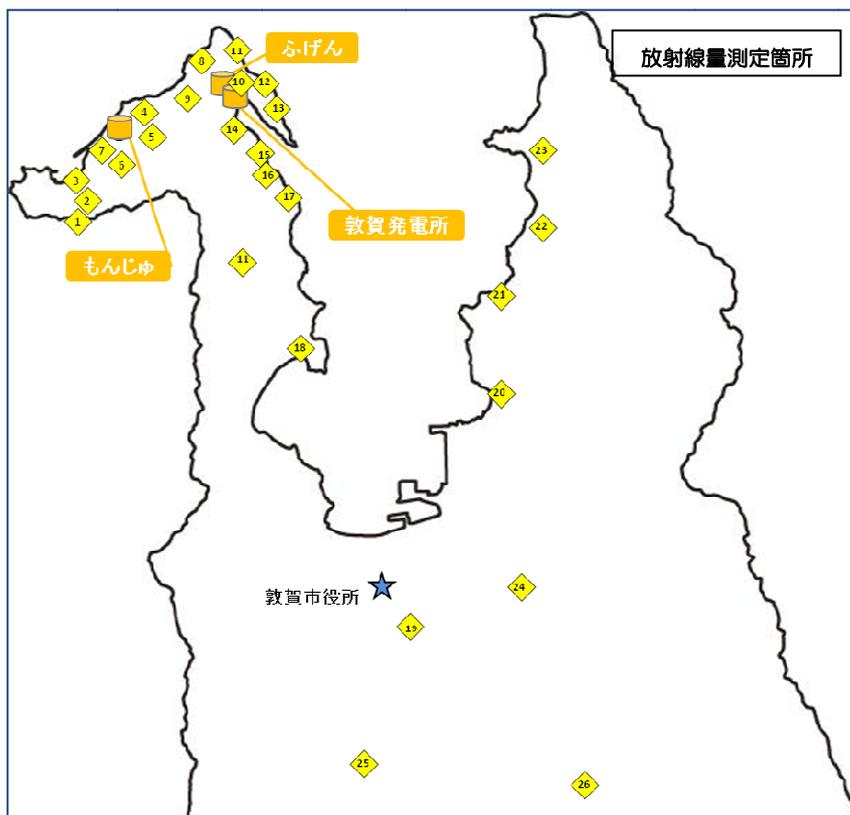
平成25年度の測定期間では、発電所からの放射性物質による線量上昇は観測されませんでした。

■放射線量の値について

自然環境（土中や大気中）には天然の放射性物質が含まれ、常に放射線を出しています。天然放射性物質の量は地域の地質によって異なるため、放射線量は観測地点により違いがあります。また、降雨などの気象条件によっても変動するため、福井県では通常 20～150nSv/h の範囲で変動するとしています。

また、下表で用いる Gy (グレイ)

は物質が放射線を受けて吸収したエネルギーの量を表す単位で、数値はおおよそ Sv (シーベルト) と同程度に換算することができます。(1nGy=0.000000001Gy)



■月間平均線量率

線量率単位:nGy/h(1時間毎の値)

観測地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 白木峠	79.3	79.4	81.2	79.9	80.6	79.8	80.5	80.7	80.7	80.9	79.1	78.4
2 白木 (公民館東)	80.6	80.4	81.4	80.5	80.8	80.4	80.8	81.4	81.2	80.0	78.1	79.4
3 松ヶ崎	61.7	61.7	63.2	61.9	62.2	61.8	62.5	62.7	61.9	61.7	60.6	61.6
4 もんじゅ (北東)	64.9	65.1	66.7	64.8	65.3	65.0	68.6	67.7	67.7	67.4	67.4	65.9
5 もんじゅ (東南東)	38.9	38.4	40.6	39.4	40.1	40.4	41.7	42.3	41.1	39.5	37.7	39.3
6 もんじゅ (南南東)	55.1	55.0	56.6	55.1	55.7	54.6	55.7	56.4	55.2	54.7	52.6	53.2
7 もんじゅ (南西)	45.6	45.8	47.4	46.1	46.3	47.3	47.7	47.6	46.5	46.0	44.8	45.8
8 ふげん(北)	61.8	62.1	63.3	62.5	62.9	62.5	65.2	64.9	63.9	63.0	62.0	62.9
9 ふげん(西)	37.3	37.1	38.9	38.4	38.6	38.2	38.9	39.1	37.8	36.8	35.6	36.8
10 立石山頂	74.8	75.9	78.1	76.7	77.5	76.5	78.9	75.1	73.2	72.6	72.0	72.4
11 立石 (八坂神社)	69.7	69.7	70.6	70.1	70.1	69.5	70.8	— (※)	— (※)	— (※)	— (※)	58.8

12	立石 (集落入口)	87.2	89.6	91.7	89.6	89.6	89.3	90.7	87.4	86.1	85.7	85.4	85.8
13	猪ヶ池	78.9	79.4	81.6	80.0	81.0	79.9	81.2	78.9	78.0	77.3	76.2	77.3
14	水産試験場裏	78.7	80.1	82.7	81.2	81.8	80.8	82.4	79.3	78.1	77.5	76.4	77.3
15	浦底 (明神寮下)	74.5	74.4	75.5	74.6	75.0	74.4	75.3	76.1	76.0	75.6	73.6	74.6
16	浦底 (剣神社西)	75.6	75.7	77.8	76.2	76.6	75.4	76.7	77.5	76.7	76.1	74.9	76.3
17	色ヶ浜	79.3	79.2	80.7	80.1	80.1	78.6	79.1	80.1	79.8	79.3	77.9	78.9
18	沓	54.9	54.7	56.4	55.2	55.6	54.6	56.0	56.0	55.5	55.9	54.4	55.7
19	敦賀合同庁舎 前	59.2	58.7	59.9	59.7	59.7	59.6	59.4	60.2	59.7	59.3	57.5	59.4
20	赤崎	49.8	49.1	50.3	49.9	50.0	49.4	49.6	50.5	50.2	50.1	49.0	50.1
21	五幡	47.1	46.3	47.6	47.1	47.3	46.7	46.7	48.0	48.2	47.9	46.8	47.8
22	阿曾	48.1	47.3	48.4	47.8	47.9	47.4	48.2	49.2	48.4	48.3	47.2	48.2
23	杉津	51.5	50.7	52.1	51.6	51.9	50.6	51.1	52.5	52.0	51.5	50.2	51.4
24	東郷 (咸新小)	68.2	67.5	68.9	68.2	66.6	65.8	66.7	67.5	67.0	66.6	65.6	66.9
25	栗野 (黒河小)	69.3	65.3	69.1	68.7	69.2	69.9	71.6	71.5	70.1	69.9	69.2	70.3
26	疋田 (愛発公民館)	80.2	79.4	79.7	77.0	77.9	76.7	76.9	76.8	75.3	72.9	73.3	75.2

※観測局建て替えのため数値なし。建て替え期間中は代替機による測定を随時行っており、線量の上昇は観測されなかった。

(8) 公害苦情

公害と言われるものは、これまでの産業型公害だけでなく、野外焼却や犬・猫の糞の不始末、空き地の草や空き家の放置など非常に身近な生活型公害にまで及ぶことから、工場などの事業者だけでなく、市民自身も公害の原因者となり得ます。

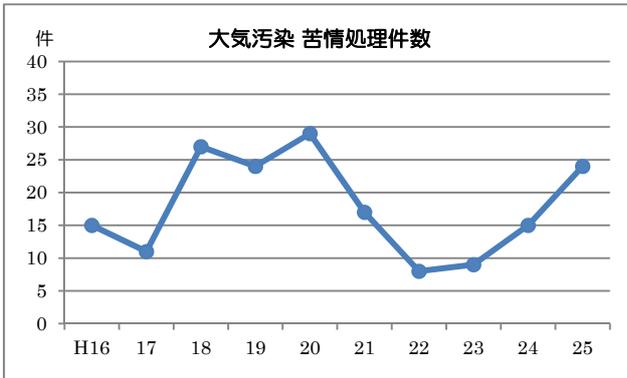
■典型7公害苦情

環境基本法では、公害を「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と規定しています。

公害苦情として寄せられる苦情の多くは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法などの法令等の規制対象に該当するものではなく、どの業種にも属さない、身近な生活型公害です。生活型公害の多くは家庭生活に起因しているため、近隣に対する配慮の意識を持つとともに、地域ぐるみで対策に取り組んでいくことで解決する事例が多く見られます。

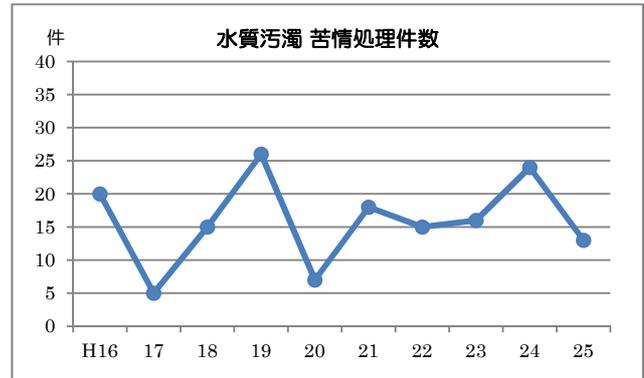
■大気汚染

大気汚染の主なものは、田畑で行われる野焼きによる煙害や原因不明の粉じんです。自動車の排気ガスや農薬の空中散布等に関する苦情もこの部類に入りますが、教賀市ではほとんどありません。



■水質汚濁

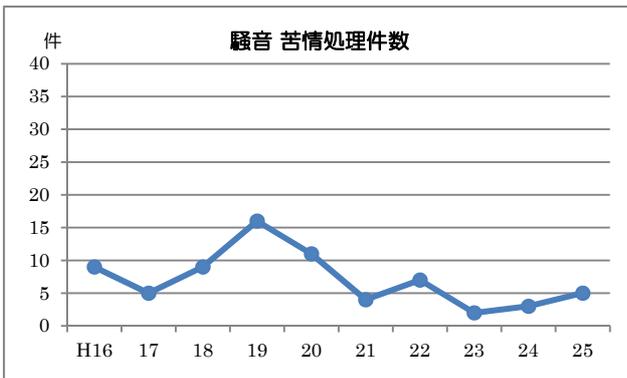
水質汚濁の主なものは、降雨後や田植えの時の河川のにごり、河川への油流入や魚類のへい死等です。これらは、原因不明であることが多く、油や魚類の除去をする等の対応を行っています。



■騒音

騒音苦情の主なものは、機械・工具やエアコン室外機の作動音、カラオケ店・レンタルスタジオから漏れる音等です。

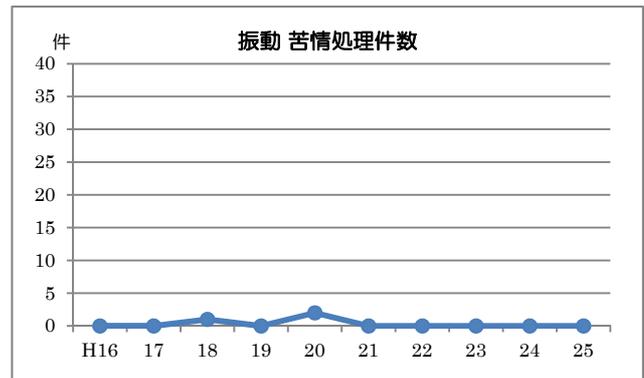
騒音苦情は、振動苦情・悪臭苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。



■振動

振動苦情はほとんどなく、過去10年間では平成18年度と20年度に土間はつりによる振動、原因不明の振動がありました。

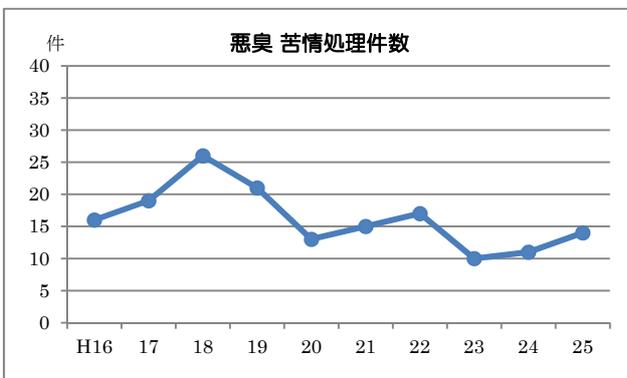
振動苦情は、騒音苦情・悪臭苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。



■悪臭

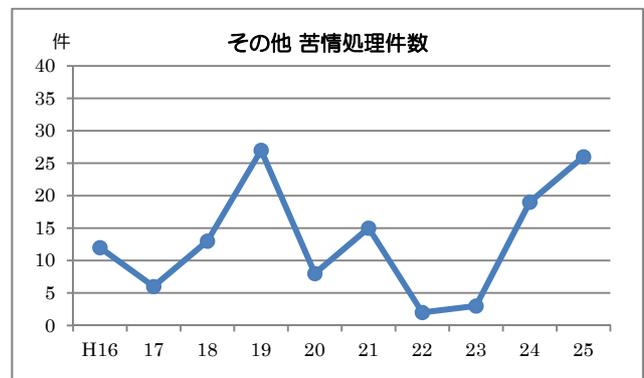
悪臭苦情の主なものは、野焼きによる煙臭、浄化槽・下水の汚臭、農場の牛フン臭等です。

悪臭苦情は、騒音苦情・振動苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。



■その他

その他苦情の主なものは、トラック等で運搬する土砂の道路上の散乱等、蚊・毛虫等の害虫や蛾・ゴキブリ等の不快昆虫の発生、野鳥・犬・猫等動物のフン害、犬の放し飼いや野良犬・蛇等の動物による咬傷またはその危険性に関わるものです。

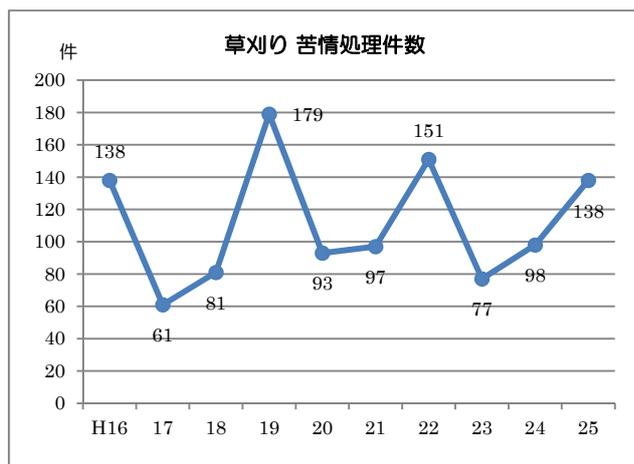


■公害苦情処理件数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大気汚染	15	11	27	24	29	17	8	9	15	24
水質汚濁	20	5	15	26	7	18	15	16	24	13
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	9	5	9	16	11	4	7	2	3	5
振動	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	16	19	26	21	13	15	17	10	11	14
その他	12	6	13	27	8	15	2	3	19	26
合計	72	46	91	114	70	69	49	40	72	82

■草刈り苦情

典型7公害苦情以外の苦情としては、空き地、空き家の草刈りに関する苦情が多く寄せられます。敦賀市では、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、雑草等が繁茂して不衛生な空き地の土地所有者または土地管理者を調査して、適切な管理を行うよう指導しています。



管理不良状態の空き地

(9) 廃棄物（不法投棄）

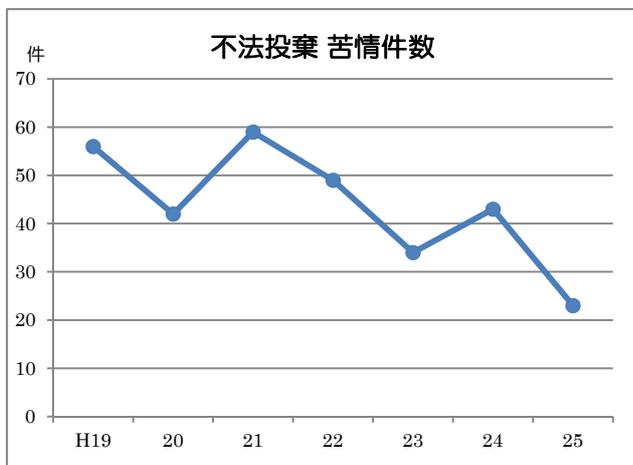
敦賀市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の排出抑制及び適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、廃棄物の減量・資源化、廃棄物処理業の許認可及び指導、不法投棄対策等、様々な施策を実施しています。

平成25年度の不法投棄に関する苦情件数は23件であり、平成21年度の59件をピークに減少傾向にあります。しかし、廃棄物の処理費用逃れを目的とした不法投棄は、市内の山間部等でまだ多く発生しているのが現状です。また、最近は家電リサイクル法の施行に伴い、家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、家庭用エアコン）の処理に料金がかかることから、家電製品の不法投棄が目立っています。

このような不法投棄は、深夜・早朝といった、人目や人通りの少ない場所や時間帯を狙って行われるた

め、実行現場での行為者の把握は困難です。また、不法投棄が発生した後の調査では、証拠物が残されていないことが多いため、行為者の特定は困難です。

このため、廃棄物不適正処理監視パトロールの実施や監視カメラの設置により、取締りの強化や不法投棄の抑止に努めるとともに、広報活動を通して、廃棄物適正処理の啓発に取り組んでいます。



不法投棄の状況

4 地球環境

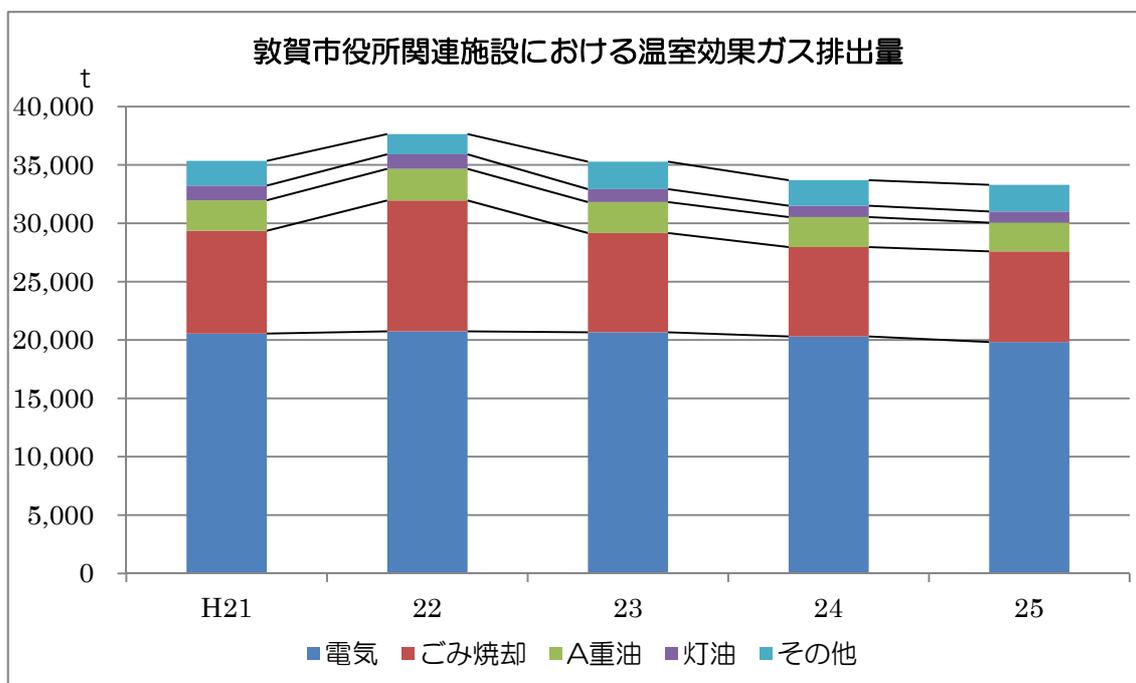
(1) 温室効果ガス

敦賀市役所庁舎、出先機関（清掃センター、天筒浄化センター、保育園、小・中学校、公民館等）及び指定管理施設（敦賀きらめき温泉リラ・ポート、福祉総合センター等）における温室効果ガス（二酸化炭素＝CO₂）の排出量の推移は下図のとおりです。

温室効果ガス排出量のうち、最も比率が高いのが電気の使用によるもので、次いで廃プラスチックをはじめとしたごみの焼却によるもの、A重油の使用によるものがそれに続きます。

電気の主な用途としては、照明設備、空調設備の稼働のほか、昭和浄水場や清掃センター、天筒浄化センターなどに設置されている特殊な機械設備の稼働などが挙げられます。A重油の主な用途としては、暖房設備や学校給食センターの加熱設備の稼働などが挙げられます。

温室効果ガス排出量の年度間推移については、猛暑のためペットボトルなどの廃プラスチックの焼却量が急増したと考えられる平成22年度を除き、わずかながら減少傾向にあります。

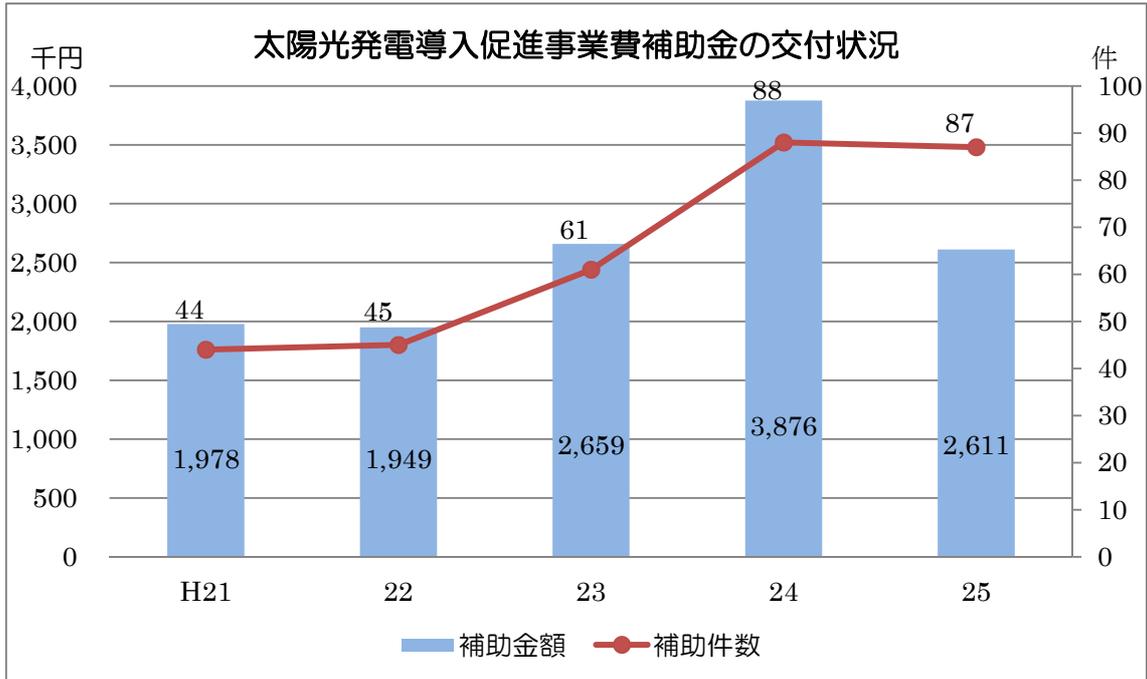


(2) エネルギー

■新エネルギー

敦賀市では、温室効果ガスの排出削減及び再生可能エネルギーの利用推進を図るため、住宅（店舗、事務所との兼用住宅を含む）に太陽光発電設備を設置する人に対し、その費用の一部補助を行っています。

平成25年度は、全国的に設置費用が下落傾向で推移していることなどにより、補助金額の単価を減額しましたが、補助件数は昨年度とほぼ同数の87件でした。

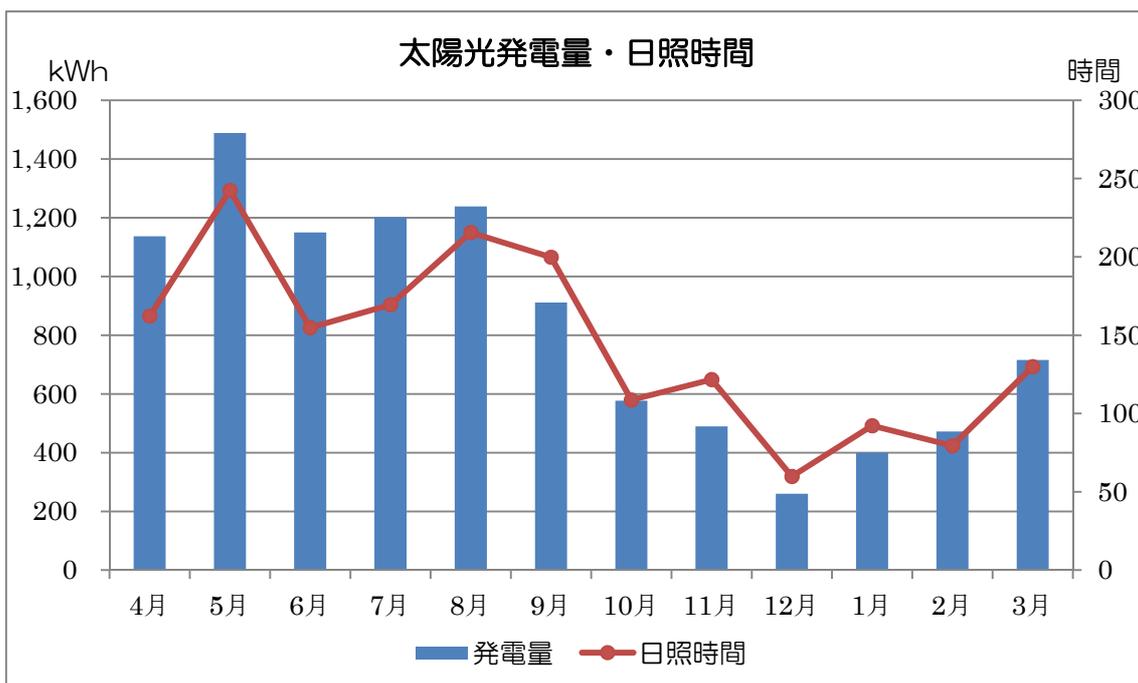


また、敦賀市は、市内の公共施設に太陽光発電設備を設置しています。既に設置が完了している施設は、防災センター、敦賀病院、敦賀西小学校の3施設となっています。電気使用量の多い防災センターと敦賀病院においては、太陽光発電でまかなう電力の比率はわずかなものですが、敦賀西小学校においては、全体の電気使用量のうち、1割近くの電力をまかっています。また、太陽光発電は、現在、全国の総発電量の約9割を占める火力発電に比べ、発電過程における温室効果ガスの排出量が少ないクリーンエネルギーとして、教育現場における環境意識の啓発に役立っています。

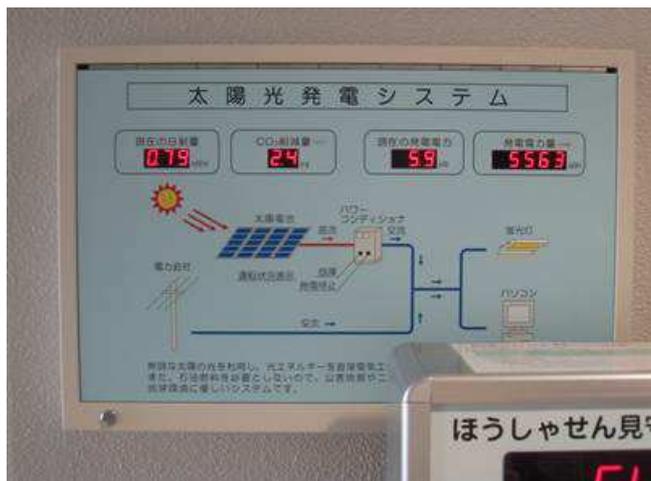
年度	防災センター		市立敦賀病院		市立敦賀西小学校	
	太陽光発電量 (kWh)	太陽光発電量 /電気使用量 (%)	太陽光発電量 (kWh)	太陽光発電量 /電気使用量 (%)	太陽光発電量 (kWh)	太陽光発電量 /電気使用量 (%)
H21	3,184	0.4	10,340	0.2	-	-
H22	8,100	0.9	11,472	0.2	-	-
H23	4,468	0.5	10,926	0.2	8,108	8.1
H24	9,914	1.1	11,739	0.2	8,352	8.5
H25	10,042	1.2	9,494	0.2	5,438	6.3

※赤字はシステムの故障等による欠測期間あり
 ※各施設の定格最大出力は10kW

防災センターにおける平成25年度の太陽光発電量と日照時間の推移は下図のとおりです。



太陽光発電設備（防災センター屋上）



発電量表示板（防災センター1階）

■省エネルギー



LED照明（西地区）

省エネルギー政策として、敦賀市は、従来の照明器具よりも長寿命で節電効果の高いLED照明を市内の各学校の通学路に設置しています。

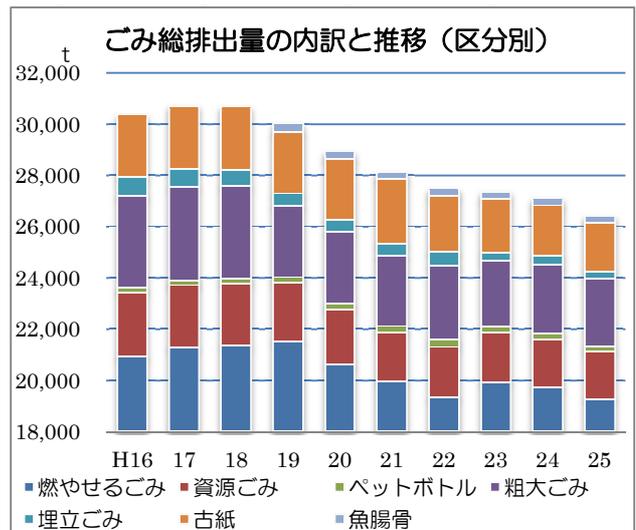
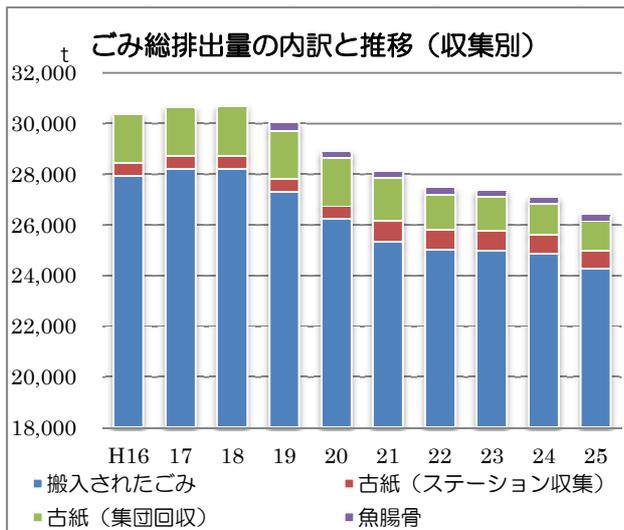
平成25年度は、栗野地区、西地区など7地区で111灯のLED照明を設置しました。

(3) ごみ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢などの諸条件の変動による見直しを行うこととされています。また、国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めています。

■ごみ総排出量の推移

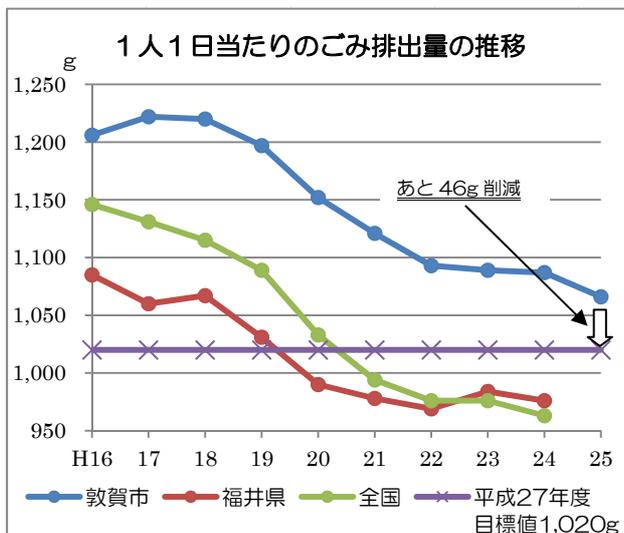
ごみ総排出量は、平成18年度までは漸増の傾向を示していましたが、以後減少傾向となっています。平成25年度実績は、26,419.25トンとなっています。



■1人1日当たりごみ排出量

1人1日当たりごみ排出量は、平成19年度以降減少の傾向を示しており、平成25年度実績で1,066g/人・日となっています。（平成27年度敦賀市目標値1,020g）

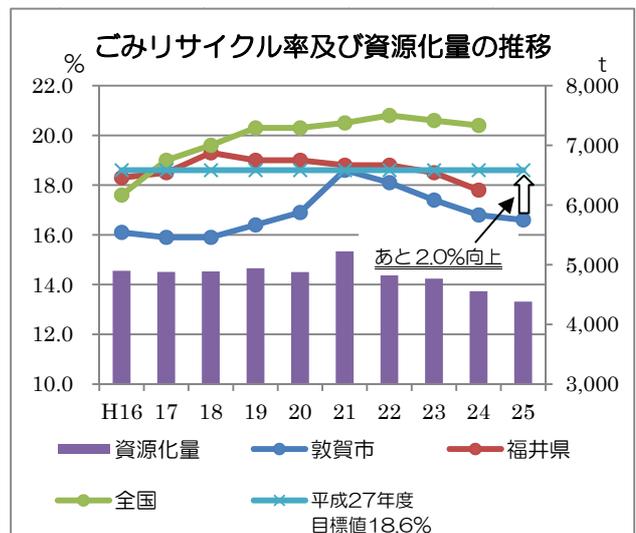
福井県平均及び全国平均と比較できる最新の数値として平成24年度実績では、福井県平均と比べて、111g/人・日、全国平均と比べて124g/人・日上回っています。



■ごみリサイクル率及び資源化量の推移

平成21年度から開始したガラスびんのコンテナ収集、古紙のステーション収集と、資源ごみからのプラスチック固形燃料への利用拡大により、平成18年度から平成21年度までは漸増傾向にありましたが、平成22年度からはごみ総排出量の減少率に比べ、資源化量の減少率の方が大きいため漸減となり平成25年度のリサイクル率は16.6%でした。（平成27年度敦賀市目標値18.6%）

資源化率の向上のため、今後とも積極的に減量・リサイクル事業を継続していく必要があります。



※集団回収量を含む排出量

■ 3R[ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)]の取組み状況

敦賀市では、生ごみ処理容器を購入する人への補助金の交付、ダンボールコンポストを使用した生ごみのたい肥化によるごみ減量の取り組みの促進、出前講座の実施、リサイクル展の開催、市内で発生した剪定枝のリサイクルたい肥の配付等を行っています。

収集した資源物のうち、プレス鉄、プレスアルミ、プラスチック減容物、カレット（びん等）などは有価物として売却し、資源化の推進を行っています。

また、市内スーパー等事業者と「敦賀市におけるレジ袋の削減に向けた取組に関する協定」を締結し、締結事業者が実施したレジ袋有料化による販売収益金を、環境保全活動（ダンボールコンポスト事業、リサイクルたい肥利用促進事業等）に活用しています。

	H21	H22	H23	H24	H25
マイバック持参率	93.6%	93.8%	93.0%	92.6%	91.9%

※レジ袋有料化実施店：9社26店舗（平成26年3月末現在）

（㈱エフレ、中部薬品㈱、福井県民生活協同組合、㈱平和堂、㈱ヤササキ、㈱パロー、ユニー㈱、㈱黒川クリーニング、㈱ヤングドライ



ダンボールコンポスト出前講座



リサイクル展

■ つるが環境フェアでの3R啓発展示

平成26年3月に開催された「つるが環境フェア2014」では、来場者に身近な「ごみ」について考えてもらうため、主催のつるが環境みらいネットワークが、敦賀市内の家庭から排出されるごみを「見える化」する展示を行いました。

私達ができる 3Rの推進

今回は身近な「ごみ」について書きます

○ 私達を取り巻く「大量生産・大量消費・大量廃棄時代」は、資源の枯渇やCO2増加による地球温暖化をもたらしました。また、私達が日常生活において当たり前のように捨てている大量の「ごみ」は、焼却時の大気汚染の発生、新たな埋立地の確保、環境問題に直結します。

○ 私達市民が自ら行動できることとして、今回は「ごみ（一般廃棄物）」について学び、できることから実践しましょう。

1. 敦賀市の「ごみ」の現状を、清掃センターの管理データや調査資料等で分析しました。【H24年度】

- 一年間で 27,101 t
- 市民1人1日あたりでは 1,087 g
- （その内、家庭からは 774 g）

2. 727g? イメージしにくいですね～
⇒『4人家族の1週間』のごみモデルを作りました。

3. 詳しくは、つるが環境みらいネットワークの展示ブースで掲示していますので、是非ご覧ください。

つるが環境みらいネットワーク
（協力：敦賀市清掃センター・敦賀市消費者連絡協議会）



展示パネルと「ごみの見える化」展示



5 環境活動

(1) つるが環境みらいネットワークの活動

つるが環境みらいネットワークは、平成14年に策定された敦賀市環境基本計画に基づく取り組みを実践していく団体として、同年に設立されました。市民・市民団体・事業者・市により構成されており、これらの主体が連携・協働して自主的に環境活動に取り組んでいます。

■平成25年度 主な活動内容

実施日	活動	内 容
6月2日	クリーンアップふくい大作戦に参加	恒例の気比の松原周辺での一斉清掃のほか、同日実施された福井森林管理署による松葉かきにも参加しました。
6月18日	ホテルの生息調査を実施	松原、栗野、東郷、愛発、中郷、東浦の6地区に分かれ、市内のホテルの生息状況を調査しました。
6月22日	ホテルの観察会の開催	咸新小学校PTAとの共催により、旧葉原小学校と葉原地区の田園で、生態学習、かんきょう紙芝居、屋外観察を実施しました。
7月10日	黒河林道周辺の清掃活動に参加	福井森林管理署に協力し、林道沿いの不法投棄物の回収を行いました。
7月27日	中池見湿地江堀りに参加	NPO法人中池見ねっとによる中池見湿地の江堀り（水路清掃）作業に参加しました。
10月21日	事業所視察研修会の開催	事業活動における環境への配慮を学ぶため、北陸電力(株)敦賀火力発電所、敦賀セメント(株)を視察しました。
3月8日 9日	つるが環境フェア2014 グリーンピクニック開催	 <p>きらめきみなと館において、「楽しみながら健康的に過ごす、環境にやさしい生活の提案」をテーマに、団体や企業によるパネル展示、食事ブースのほか、屋内外で環境に関連した様々なプログラムを実施しました。また、つるが環境みらいネットワークでは、ホテルの生息調査の結果をマップにした展示と市内の家庭から排出されるごみの「見える化」展示を出展しました。</p> <p>・来場者数 3/8：1,568名 3/9：1,545名 計3,113名</p>
通年	かんきょう紙芝居の実施	東浦保育園や市内イベントにおいて、かんきょう紙芝居を3回実施しました。



ホテルの観察会



黒河川周辺林道清掃



中池見湿地江堀り



事業所視察研修



環境フェア（会場全体）



環境フェア（パネル展示）



環境フェア（空き家再生トークセッション）



環境フェア（コケ玉づくり）



環境フェア（たいけんトレイルラン）



みんなでリサイクルアート作品『Imagine』



（2）環境美化運動

環境省は、毎年6月を「環境月間」と定めており、福井県はこの期間中、行政と県民が協働して環境美化を行う「クリーンアップふくい大作戦」に取り組んでいます。敦賀市でもこれに連動し、「市民総ぐるみ環境美化運動 クリーンアップふくい大作戦」として、気比の松原の一斉清掃をはじめ、各地区の環境美化活動を実施しています。

平成25年度は、6月2日（日）に拠点活動である気比の松原の一斉清掃を実施して約1,400人ものが参加があったほか、地区の環境美化活動には、のべ4,000人ものが市民の協力がありました。



気比の松原一斉清掃の様子



福井県では、「クリーンアップふくい大作戦」に関連して、自治体としては初となる、自分たちのごみ拾いの活動をインターネットを通じて広く発信できるアプリケーション「ピリカ」の利用促進に取り組んでいます。ピリカは、個人、企業を問わず誰でも登録ができ、いつ、どこで、誰がどれだけのごみを拾ったのかを知ることができ、清掃活動の輪を広げるため世界的に活用されています。

(3) ライトダウンキャンペーン

環境省は、平成15年から地球温暖化対策の一環として、照明を意識的に消灯・減灯することで、日頃いかに電気を使用しているかを実感し、日常における地球温暖化対策の実践につなげてもらうことを目的に、「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しており、敦賀市でも各家庭や事業所等に対し、キャンペーンの広報活動や協力依頼を行っています。

平成25年度は、夏至に当たる6月21日（金）から七夕に当たる7月7日（日）までのキャンペーン期間中、夜間の任意の1時間に努めて照明の消灯・減灯をしてもらうよう広報しました。また、7月7日には「七夕ライトダウン」と銘打って、20時から22時の2時間にわたり、市関連のライトアップ施設をはじめとする照明の一斉消灯運動を実施しました。



協力店舗の様子



商店街の様子

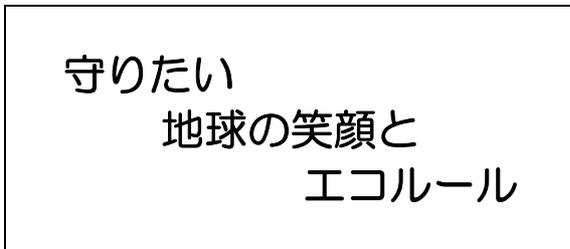
(4) 敦賀市かんきょうコンクール

敦賀市では、地球温暖化やごみ問題といった環境問題について、市民一人ひとりに関心を持ってもらい、環境のために取り組むことのできる身近な活動などについて考えてもらうため、環境に関するポスター、かべ新聞、標語作品を広く募集し、コンクールを実施しています。

平成25年度は、1,099点（ポスターの部 198点、かべ新聞の部 162点、標語の部 739点）もの作品の応募があり、市・市民団体・教育委員会の代表者による選考を経て、数多くの素晴らしい作品が入賞作品として選出されました。各部門の最優秀賞・優秀賞を受賞した作品は、市内2ヶ所の事業所で展示を行った後、つるが環境フェアにおいて受賞者の表彰を行いました。また、会場には入選作品を含めた全50点の入賞作品を展示し、多くの来場者にご覧いただきました。



ポスターの部 最優秀賞 櫻井 里奈さん



標語の部 最優秀賞 入野 つゆきさん



かべ新聞の部 最優秀賞 下南 寿々野さん



表彰式の様子



環境フェアでの展示の様子

第3章 環境施策の現状

本章では、第2次敦賀市環境基本計画「前期 環境アクションプラン」において設定した、4つの方向ごとの数値目標の進捗状況や市が行った環境活動に関する施策の実施状況について記載しています。

■数値目標の評価方法について

4つの方向ごとに掲げた数値目標の進捗状況の評価します。評価方法は、計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線上に、現況数値が達しているかどうかで判断し（※）、下記の指標で表記しています。

指標	評価基準
	目標に近づいている 直線に達している。
	計画策定時より好転している 直線に達していないが、計画策定時の数値と現況数値が同じまたは、良くなっている。
	目標から遠ざかっている 直線に達しておらず、計画策定時の数値より現況数値が悪くなっている。

※公害苦情処理件数、温室効果ガス排出量など、計画策定時より数値が減少することが望ましい指標については、現況数値が計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線を下回っているかどうかで進捗状況を判断します。

■施策の実施状況の見方について

	分野ごとの目標における区分		
	実施事務事業名。アクションプランに掲載のない事業は、《新規》と記載		
区 分	★省エネルギーの推進	担当課	道路河川課
事務事業名	《新規》 道路照明灯 LED 化推進事業	評 価	○
実施内容	電気料金などの維持管理費の軽減及び CO2 の排出削減による低炭素社会の実現に寄与するため、長寿命で節電効果が高く、環境にやさしい LED 照明を導入しました。 対象地区 栗野地区 外 6 地区 設置数 111 灯		

報告年度における実施内容

庁内における自己評価を記載。

「○」＝ 年度当初に設定した目標どおりに事業を実施し、目的（分野ごとの目標における区分）の実現に大きく繋がった。

「△」＝ 目標どおりではないが概ね事業を実施し、目的の実現に繋がった。

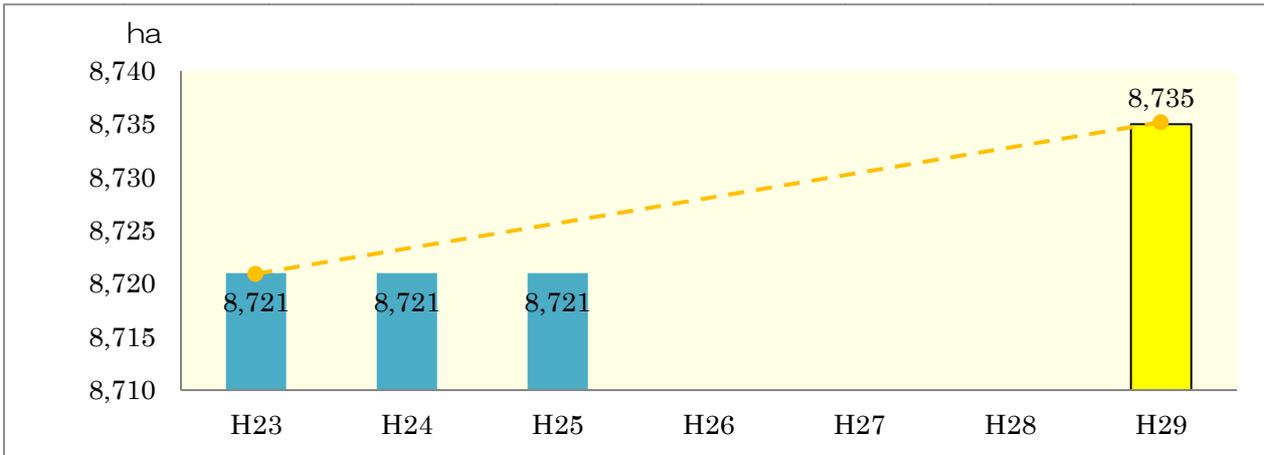
「×」＝ 事業の一部実施にとどまり、目的の実現には繋がらなかった。

「－」＝ 事業を実施しなかった。

① みんなが自然と歴史文化を育みます

数値目標指標	計画策定時 (H23)	現 状	目 標	進捗状況
保安林指定面積	8,721ha	8,721ha	8,735ha	

■保安林指定面積



※保安林とは、風水害などの災害防止や水源の確保といった公益的な役割を持つ森林で、福井県が伐採やその他の開発行為を制限するために指定するものです。県が保安林を指定したり解除したりすると、指定面積が増減します。
 ※各年度実績値には、当該年度の前年度末の数値を記載しています。

目標④ 自然環境と多様な生態系を守ります

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	マツクイムシ防除事業	評 価	○
実施内容	松林の保護育成を妨げるマツクイムシ被害のまん延を防止するため、予防・駆除などの防除作業や被害調査を行いました。 空中散布 68ha、地上散布 1ha 樹幹注入 3,648本、伐倒駆除 160 m ³		

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	間伐促進強化対策事業	評 価	○
実施内容	民有林の適正な保育及び間伐材の利活用を促進し、健全な森林の育成を図るため、団体の行う間伐に対し補助しました。 間伐面積 25.55ha		

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	山ぎわ集落間伐促進事業(旧称:市行造林保育事業)	評 価	○
実施内容	市行造林地内の間伐が進んでいない山ぎわや作業路の森林整備を行いました。 対象地区 杉箸地区 間伐面積 2ha 林内路網整備 507.4m		

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	治山事業の推進	評 価	○
実施内容	山地に起因する災害の防止、水源かん養、生活環境の保全・形成などを図るため、森林の維持造成を行いました。 県事業 立石地区 落石防止山腹工 固定工 1,108 m ²		

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	森林整備地域活動支援交付金	評 価	○
実施内容	森林所有者の高齢化や不在などにより、森林施業が十分に行われていない人工林の適切な整備のため、森林組合が作成する「森林経営計画」の立案にかかる費用に対し補助しました。 対象森林面積 50ha		

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	水土保持林整備事業	評 価	○
実施内容	既存杉林の保育、天然林の育成及び針葉樹・広葉樹の植樹により、針広複層林化を促進しました。 対象地区 檜曲地区 管理歩道及び広場の草刈り 1,100m 植栽木の管理 1式		

区 分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	保安林指定による山林保全の推進	評 価	△
実施内容	水源のかん養、災害の防備及び生活環境の保全・形成などを図るため、保安林を指定し、山林保全を行いました。 保安林指定面積 8,721ha (H24年度末) ※評価理由:福井県が指定する保安林の面積に増減がなかったため。		

区 分	★水辺環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	沿岸漁業生産拡大推進事業費補助金	評 価	○
実施内容	<p>海底耕耘や天然石魚礁の設置により漁場の整備を行いました。また、水産資源の保護育成を図るため、放流事業を実施しました。</p> <p>海底耕耘 5.6k m²、天然石魚礁 500 m³ サザエ放流 1,000kg、ヒラメ放流 50,000尾、稚ナマコ放流 55,000匹</p>		

区 分	★水辺環境の保全と育成	担当課	道路河川課
事務事業名	河川美化地域活動事業費補助金	評 価	○
実施内容	<p>河川環境を保全する活動を促進するため、福井県管理河川の河川敷などにおいて地域住民が行う草刈りなどの河川維持管理活動に対し補助しました。</p> <p>補助対象団体 笙の川を美しくする会 外8団体</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	農地・水保全管理支援事業	評 価	○
実施内容	<p>市内8団体が行う各協定区域内の農用地及び農業施設の維持管理（草刈り、維持修繕など）に対し補助しました。</p> <p>補助対象面積 田 24ha、畑 3ha</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	鳥獣保護区等の維持	評 価	○
実施内容	<p>安全な生活環境を維持するとともに、生態系の保全を行いました。</p> <p>鳥獣保護区 3箇所 3,090ha (H25年度末) 特定猟具使用禁止区域(銃) 5箇所 3,963ha (H25年度末)</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	里山の森林づくり推進事業費補助金	評 価	○
実施内容	<p>市民団体が行う、有害獣の食害防止対策や樹木などの植栽、草刈りなどの里山の森林整備活動に対し補助しました。</p> <p>補助対象団体 里山の会</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	中山間地域等直接支払事業	評 価	○
実施内容	<p>農業生産条件が不利な中山間地域などにおいて、担い手の育成などによる農業生産の維持や水田が持つ多面的機能を確保するため、地区が行う耕作放棄地の復旧や施設整備、集落活性化事業などに対し補助しました。</p> <p>補助対象地区 新保 外 7 地区</p> <p>補助対象面積 559,873 m²</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	農業経営安定対策事業費補助金	評 価	○
実施内容	<p>環境にやさしい農業を目指すとともに、環境に対する負荷を軽減するため、農業用資材などの適正処理の推進を図りました。</p> <p>廃プラスチック及びビニール処理量 4,160kg</p> <p>廃プラスチック（ポリ容器）処理量 35kg</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	学校給食地産地消推進事業	評 価	○
実施内容	<p>地産地消の推進、農業生産力の向上及び販路の拡大を図るため、敦賀市内の学校給食に地場産農産物の納入を行いました。</p> <p>納入品目数 14 品目</p> <p>納入量 2,371kg（下記 2 品目除く）</p> <p>つるが小町 4,751 個</p> <p>東浦みかん 2,790 個</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	伝統野菜復活支援事業	評 価	○
実施内容	<p>敦賀市内の伝統野菜、古田苧かぶら、杉箸アカカンバの復活に向けて、肥料や農薬にかかる費用などを補助しました。</p> <p>古田苧かぶら 15a、杉箸アカカンバ 30a</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	環境保全型農業直接支援対策事業	評 価	○
実施内容	<p>地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、化学肥料や農薬の使用を減らす環境保全型農業に取り組む農業者に対し補助しました。</p> <p>実施者数 5 名</p> <p>補助対象面積 267a</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	農作物有害獣農地侵入防止事業	評 価	○
実施内容	<p>有害鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵や檻などの設置、パトロール威嚇や捕獲・処理の取り組みを支援しました。</p> <p>有害鳥獣捕獲頭数 イノシシ 762 頭、ニホンジカ 734 頭、ニホンザル 33 頭 ハクビシン 96 頭、アライグマ 1 頭、アナグマ 20 頭 合計 1,646 頭</p> <p>侵入防止柵整備 電気柵 新保 外 6 地区 7,750m 恒久金網柵 山 外 5 地区 9,066.5m</p>		

区 分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	《新規》農作物有害獣被害対策支援事業	評 価	○
実施内容	<p>市内の全山ぎわ集落（67 集落）における獣害について、集落別に現況調査を実施し、市と住民の獣害情報の共有化を図り、各集落が被害防除対策に取り組むことができるよう支援しました。</p> <p>事業内容 各集落における現況調査 調査結果の整理と分析・検証 各集落への報告</p>		

区 分	★中池見湿地の保全	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	中池見管理運営事業	評 価	○
実施内容	<p>市民や団体の協力を得ながら生態系及び生物多様性に配慮した中池見湿地の保全活動を行うとともに、各種調査を実施しました。また、湿地内に保全区域を選定し希少動植物の保全に努めました。</p> <p>主な活動内容 ・保全活動 水田環境整備、外来種防除、水路掃除、周遊道路・畦道の補修など ・調査 動植物確認調査、水環境調査、大学などとの連携調査など</p>		

目標⑧ みどりと歴史文化が調和した美しい都市景観をつくります

区 分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	農林水産振興課
事務事業名	地域緑化事業・緑の募金事業	評 価	○
実施内容	家庭募金及び街頭募金活動を実施し、緑の募金の啓発を図りました。また、緑の募金の実績金額に応じて交付される緑の募金交付金により、緑化木を植栽する地域緑化推進事業に対し補助しました。 募金実績 緑の募金（春） 2,138,411 円 地域緑化推進事業 里山の会 外 7 団体		

区 分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	児童家庭課
事務事業名	保育園園庭芝生化事業	評 価	△
実施内容	子どもたちが快適かつ安全に屋外で遊べるように、芝生化実施済みの保育園の芝生の維持管理を行いました。 対象施設 つるが保育園、気比保育園、杳見保育園、東郷保育園、櫛川保育園 ※評価理由 新たに芝生化を行った保育園がなかったため。		

区 分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	育苗事業・花壇等管理事業	評 価	○
実施内容	花のまちづくりを目的として、公共施設や地域の団体などに花苗を配布し、中央分離帯及び市所管の花壇に花を植え管理を行いました。 7月配布 ペチュニア・マリーゴールド 47,400 本 11月配布 パンジー 48,000 本		

区 分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為における緑化の指導	評 価	○
実施内容	自然環境の保全・拡大のため、開発行為における緑化の指導を行いました。 開発許可申請 1 件		

区 分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	都市公園整備事業	評 価	○
実施内容	市民生活に潤いや安らぎをもたらすため、街の快適な緑地空間として公園などの整備を行いました。 公園施設改修 蓬萊公園 駐車場整備 金ヶ崎公園（浄化センター東側広場）		

区 分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	公園管理事業	評 価	○
実施内容	<p>草刈りや樹木の剪定などを行い、都市公園等の適切な管理に努めました。また、地域の住民団体と公園の自主管理協定を締結し、地元と協力して公園の維持・管理を行いました。</p> <p>都市公園 39ヶ所（総合運動公園除く） その他公園 126ヶ所 締結団体数 4団体（うち H25 協定締結は1団体）</p>		

区 分	★歴史文化資産の保全	担当課	政策推進課
事務事業名	《新規》赤レンガ倉庫整備事業	評 価	○
実施内容	<p>国の登録有形文化財「旧紐育スタンダード石油会社倉庫北棟」等からなる「赤レンガ倉庫」の耐震補強工事に係る実施設計を行いました。</p> <p>工期 平成 26 年度～27 年度</p>		

区 分	★歴史文化資産の保全	担当課	農林水産振興課
事務事業名	松原公園林内整備事業	評 価	○
実施内容	<p>松原の景観保持の作業を実施することで、観光客・市民が四季を通して楽しめる公園整備を行いました。</p> <p>下刈り 26.5ha（26.5ha×3回/年）、つる切・枝打ち 26.5ha 落ち枝処理 26.5ha</p>		

区 分	★歴史文化資産の保全	担当課	文化振興課
事務事業名	歴史文化資産等の把握と文化財指定	評 価	○
実施内容	<p>白木地区の名勝「門ヶ崎」を市指定文化財として指定しました。</p>		

区 分	★歴史文化資産の保全	担当課	文化振興課
事務事業名	歴史文化資産等の保全管理	評 価	○
実施内容	<p>市内に残る文化財の保全管理（植栽管理、清掃等）を実施しました。</p> <p>国指定文化財 柴田氏庭園、武田耕雲斎等墓、玄蕃尾城跡 等 市指定文化財 金ヶ辻子山車（水引幕の復元、新調）等</p>		

区 分	★歴史文化資産の保全	担当課	博物館
事務事業名	《新規》博物館建物修復事業	評 価	○
実施内容	<p>県の有形文化財「旧大和田銀行本店」である博物館の建物修復工事を行いました。</p> <p>工期 平成 24 年度～26 年度 H25 工事概要 建物屋上防水工事、内装・内壁改修、鉄扉補修</p>		

区 分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	屋外広告物の規制	評 価	○
実施内容	周辺景観との調和を図り良好な景観を保つため、福井県屋外広告物条例に基づき、届出を審査し、屋外広告物の規制を行いました。		

区 分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	敦賀市景観計画による景観形成の推進	評 価	○
実施内容	全市的に実効性をもった景観形成を推進するため、平成 18 年に策定した「敦賀市景観形成基本計画」を踏まえ、景観法に基づく「敦賀市景観計画」を策定しました。 告示日 平成 26 年 3 月 31 日		

区 分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	景観形成地区道路整備事業	評 価	○
実施内容	景観形成推進地区にある博物館通りについて、周囲の景観にふさわしい道路へと整備しました。 整備概要 電線類地中化、高質空間形成施設（消雪、街路灯、石張舗装）		

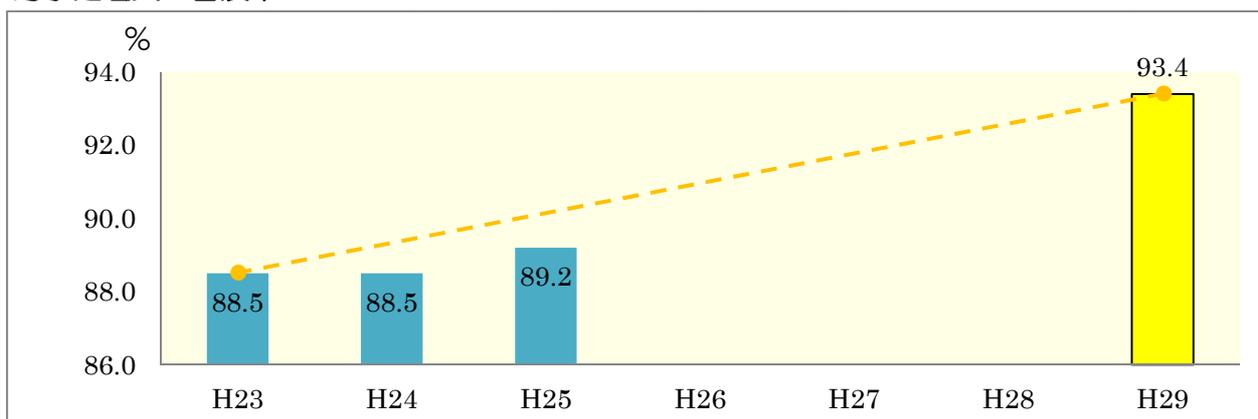
区 分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	景観形成推進事業	評 価	○
実施内容	景観形成推進地区内において区域住民自らが行う建築物などの外観整備に対し補助しました。 補助対象地区 3 地区（相生町、蓬萊町、神楽町 1 丁目） 補助件数 11 件		

区 分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	景観づくり推進事業	評 価	○
実施内容	「福井ふるさと百景」選定地において、景観づくりに取り組む団体が行う実践活動や情報発信などに対し補助しました。 補助対象地区 相生町（つるし飾り作成など）		

② みんなが安心して快適に暮らします

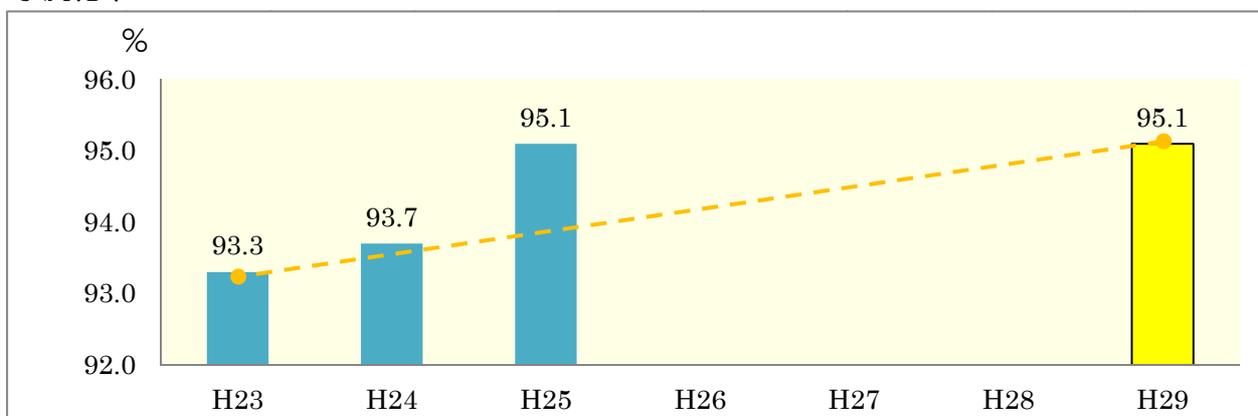
数値目標指標	計画策定時 (H23)	現 状	目 標	進捗状況
汚水処理人口普及率	88.5%	89.2%	93.4%	→
水洗化率	93.3%	95.1%	95.1%	→
大気質、河川・地下水質、 騒音・振動の監視	一部の調査地点 で環境基準の 80%が未達成	一部の調査地点 で環境基準の 80%が未達成	全ての調査地点 で環境基準の 80%を達成	→
公害苦情処理件数	68 件	62 件	56 件	→

■汚水処理人口普及率



※汚水処理人口普及率とは、敦賀市の全人口のうち、公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの下水処理施設を利用できる人口の割合を指します。

■水洗化率

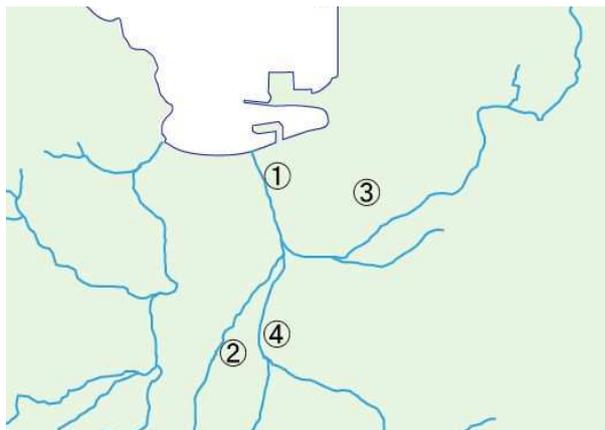


※水洗化率とは、下水道を利用できる地域の人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合を指します。

■大気質の監視（環境基準の達成状況）

平成25年度は、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについて、国が定める環境基準を不満足であるため、環境目標の達成状況は未達成となりました。

微小粒子状物質は中国の大気汚染による越境汚染等が、光化学オキシダントは工場排煙や自動車の排気ガスが主な原因と考えられます。



項目	①	②	③	④
二氧化硫 (SO2)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO2)	○	○	○	○
光化学オキシダント (OX)	×	×		
非メタン炭化水素	○			○
一酸化炭素 (CO)				○
微小粒子状物質 (PM2.5)	×			
ベンゼン		○		
トリクロロエチレン		○		
テトラクロロエチレン		○		
ジクロロメタン		○		

No.	測定局名（種類）	測定地点
①	敦賀（一般環境大気）	松栄町
②	和久野（一般環境大気）	新和町2丁目
③	気比（一般環境大気）	清水町2丁目
④	敦賀（自動車排出ガス）	古田刈

※一般環境大気測定局とは、自動車排出ガス以外の大気汚染物質による大気汚染の状況を常時監視する測定局を指します。

※自動車排出ガス測定局とは、自動車排出ガスによる大気汚染の状況を常時監視する測定局を指します。

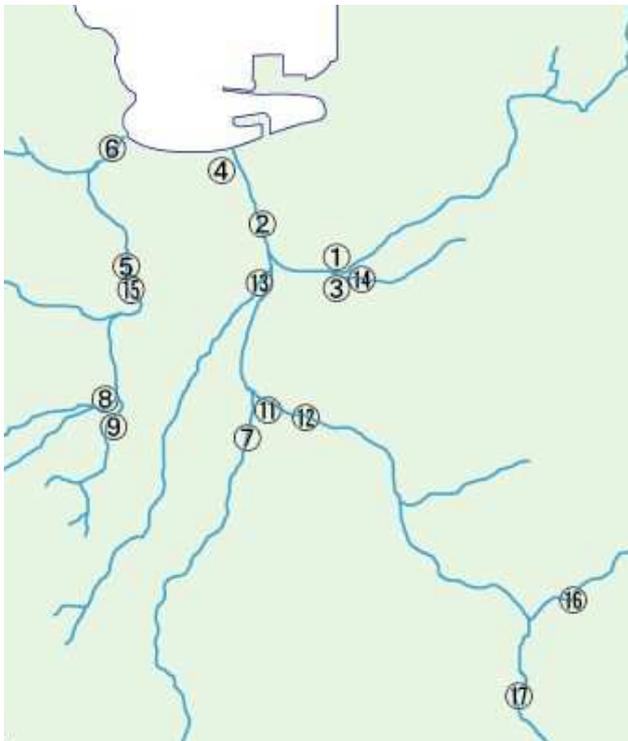
■河川水質の監視（環境基準の達成状況）

平成25年度は、木の芽川（測定地点①）、笙の川（測定地点②）、深川（測定地点③）、井の口川（測定地点⑤）において、大腸菌群数が国が定める環境基準を不満足であるため、環境目標の達成状況は未達成となりました。

大腸菌群の発生は、し尿を含む生活排水が河川に流れ込むことが主な原因です。

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
カドミウム	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
全シアン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
鉛	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
ヒ素	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
総水銀	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
アルキル水銀														○	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		○				○								○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふっ素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ほう素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質量 (SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌群数	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



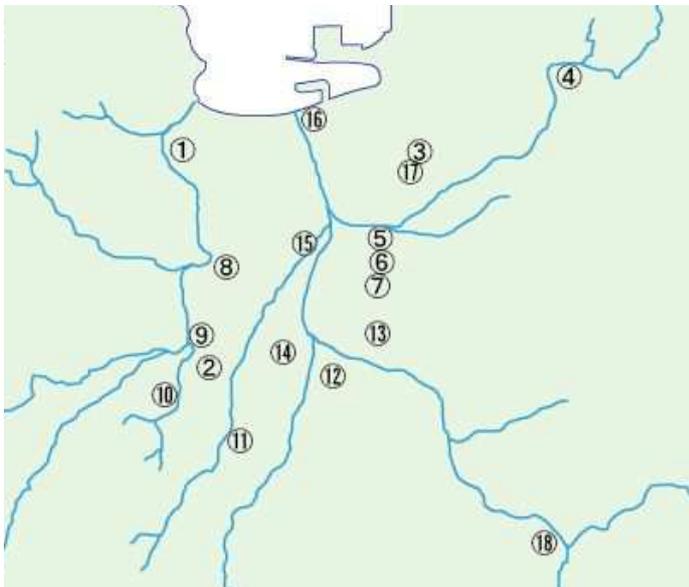
No.	水域の名称	調査地点
①	笹の川	(木の芽川) 木の芽橋
②		三島橋
③	深川	木の芽橋
④	二夜の川	末端
⑤	井の口川	豊橋
⑥		穴地藏橋
⑦	黒河川	和久野橋
⑧	井の口川	秋葉橋
⑨	野坂川	ひばりヶ丘橋
⑩	三味線川	笠取橋
⑪	宮尻川	合流前
⑫	笹の川	堂橋
⑬	助高川	下袖河原橋
⑭	深川	JR 鉄橋下
⑮	井の口川	樋詰橋
⑯	笹の川	奥野橋
⑰	五位川	追分橋

■地下水質の監視（環境基準の達成状況）

平成25年度は、全ての調査地点において環境基準を満足しているため、環境目標を達成しました。

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
カドミウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひ素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総水銀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

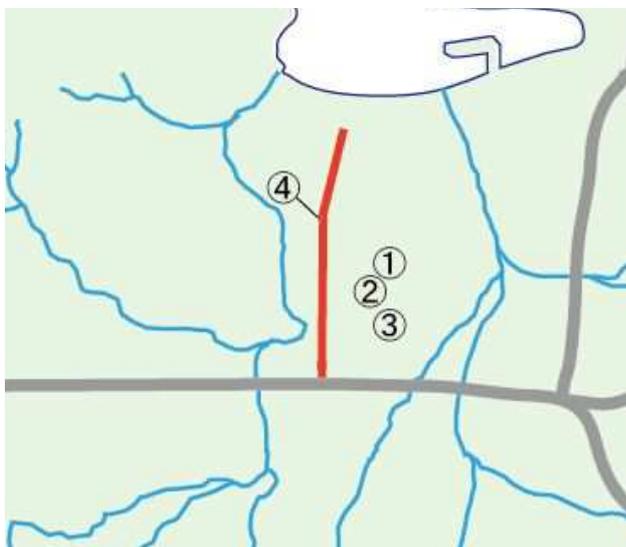
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
アルキル水銀								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化ビニルモノマー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チウラム		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シマジン		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セレン		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふっ素		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ほう素		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



No.	調査地点	No.	調査地点
①	松島	⑩	野坂
②	榑林	⑪	御名
③	清水町2丁目	⑫	山泉
④	榑曲	⑬	岡山町2丁目
⑤	布田町	⑭	和久野
⑥		⑮	昭和町2丁目
⑦		⑯	松栄町
⑧	木崎	⑰	清水町2丁目
⑨	筋生野	⑱	疋田

■騒音の監視（環境基準の達成状況）

平成25年度は、全ての調査地点において環境基準を満足しているため、環境目標を達成しました。



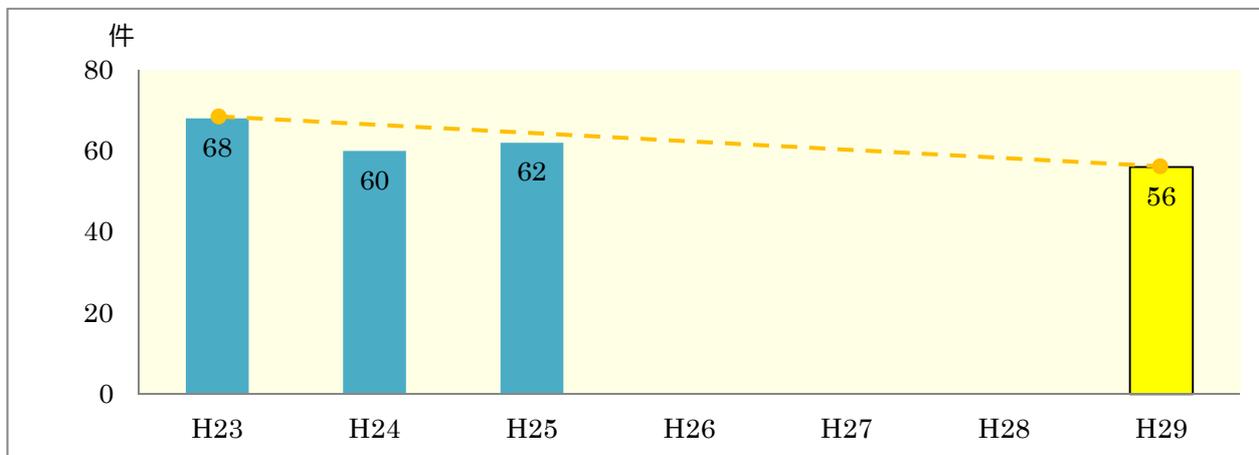
項目	①	②	③	④
一般地域（昼間）	○	○	○	■
一般地域（夜間）	○	○	○	■
自動車騒音（昼間）	■	■	■	○
自動車騒音（夜間）	■	■	■	○

No.	測定地点	測定項目
①	中央町2丁目	一般地域における環境騒音
②	野神	
③		
④	県道松島若葉線	自動車騒音

■振動の監視（環境基準の達成状況）

現在、敦賀市では振動の測定は行っていません。

■公害苦情処理件数



※各年度実績値は、公害紛争処理法に基づく、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの公害苦情処理件数の5ヶ年平均の数値となっています。各年度の公害苦情処理件数についての詳細は、第2章をご覧ください。

目標④ 安心な生活環境をつくります

区 分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	悪臭物質調査事業	評 価	○
実施内容	悪臭による生活環境の保全を図るため、事業所の立ち入り調査を行いました。 対象事業所 6ヶ所 測定項目 臭気指数、アンモニア 調査回数 1回		

区 分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	公害の未然防止の推進	評 価	○
実施内容	公害防止協定を締結している事業所などに対し、適切な公害防止が行われているかを確認する環境パトロールを実施しました。 協定締結事業所 敦賀セメント(株)、東洋紡績(株)、北陸電力(株) パトロール実施回数 8回		

区 分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	大気汚染監視測定事業	評 価	○
実施内容	大気汚染常時監視測定局（気比局）の年間稼働率 95%以上を維持し、事業活動や日常生活において発生するばい煙や排ガスなどによる汚染状況について調査を行いました。		

区 分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為などにおける事前確認の実施	評 価	○
実施内容	快適な生活環境の維持のため、開発行為による生活環境への影響について、関係各課と事前に協議を行いました。		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	水環境保全対策事業	評 価	○
実施内容	水環境整備懇談会を1回開催し、地下水質及び地下水位を調査するとともに、地下水の適正な利用の在り方などを検討しました。		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	水質汚濁監視測定事業	評 価	○
実施内容	<p>安全で健康的な生活環境を確保するため、河川及び地下水質の監視・調査を行いました。</p> <p>河川 調査地点 20 地点 調査回数 19 回</p> <p>地下水 調査地点 10 地点（松原、西、栗野、中郷地区） 調査回数 1 回</p>		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	地下水汚染の防止	評 価	○
実施内容	<p>塩水化防止のため、地下水位を観測し情報提供を行いました。また、地下水の適正利用を推進するため、普及・啓発を行いました。</p> <p>調査地点 25 地点（北、南、西、松原地区） 調査回数 4 回</p>		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	水道水源保護事業	評 価	○
実施内容	<p>水道水源保護審議会を1回開催し、水道水源保護条例の対象事業場の設置などに対し、水源の保護に関する重要な事項について調査・審議を行いました。</p>		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	民間処分場水質汚濁監視対策事業	評 価	○
実施内容	<p>水道水源である地下水の保全を図るため、民間廃棄物最終処分場周辺の河川水及び地下水を調査しました。</p> <p>河川 調査地点 2 地点 調査回数 12 回</p> <p>地下水 調査地点 6 地点 調査回数 2 回</p>		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	上水道課
事務事業名	水環境の動向把握と監視体系の強化	評 価	○
実施内容	<p>原水の水質及び水量の監視体制の強化を図るため、上水道管の漏水調査などを行い、90%以上の有収率を確保しました。</p>		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	上水道課
事務事業名	上水道の整備推進	評 価	○
実施内容	快適な生活を支えるため、上水道施設の適正な管理や更新を行いました。 昭和浄水場 中央監視設備更新工事の実施（H25～26）		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	上水道課
事務事業名	地下水の適正利用の推進	評 価	○
実施内容	水道水の有効な利用を図るため、啓発活動や水環境教育を推進しました。 市内小学校の施設見学 4校、180名		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	処理場の管理運営	評 価	○
実施内容	浄化センターを適正に管理し、放流水質を良好な状態に維持するため、放流水質法定基準に基づき週1回の測定を行いました。		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	生活排水浄化に関する普及・啓発	評 価	○
実施内容	水源保護及び公共用水域の水質保全のため、生活排水の浄化に関する普及・啓発として、下水道未接続の世帯に対する接続指導を行いました。 接続指導対象世帯 391世帯		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	特定施設及び特定工場の排水に関する規制	評 価	○
実施内容	特定施設に該当する場合には、除外施設を整備して排水基準が下水道条例に適合するよう指導しました。		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	管渠築造事業・地区管網整備事業	評 価	○
実施内容	公共用水域の水質保全及び生活環境の改善並びに浸水を防除するため、下水道管渠を整備しました。 整備面積 15.6ha（古田刈、沓見地区） 下水道管渠（雨水）整備 70m（昭和町1、2丁目）		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	上下水道サービス課
事務事業名	合併処理浄化槽普及促進事業	評 価	○
実施内容	対象地域における合併処理浄化槽の設置支援として、設置する世帯に対し補助を行いました。 補助件数 45 件		

区 分	★水質汚染や土壌汚染の防止	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為などにおける事前確認の実施	評 価	○
実施内容	快適な生活環境の維持のため、開発行為による生活環境への影響について、関係各課と事前に協議を行いました。		

区 分	★騒音や振動の低減	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	自動車騒音調査事業	評 価	○
実施内容	生活環境の保全を図るため、騒音規制法の規定に基づき、道路に面する地域における自動車騒音の状況調査を行いました。 調査地点 1 地点（松原地区） 調査回数 1 回		

区 分	★騒音や振動の低減	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	騒音や振動の規制及び抑制	評 価	○
実施内容	騒音規制法、振動規制法による各種工事の届出を適正に審査し、生活環境の保全を図りました。 騒音規制法に係る届出 12 件 振動規制法に係る届出 10 件		

区 分	★騒音や振動の低減	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為などにおける事前確認の実施	評 価	○
実施内容	快適な生活環境の維持のため、開発行為による生活環境への影響について、関係各課と事前に協議を行いました。		

区 分	★騒音や振動の低減	担当課	全庁
事務事業名	公共施設等設計・工事監理業務	評 価	○
実施内容	公共施設などの改修工事における騒音抑制のため、低騒音建設機械の使用を推進しました。		

区 分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	原子力懇談会運営事業	評 価	○
実施内容	原子力発電所懇談会を開催し、市内各種団体代表者などから原子力行政への意見を聴きました。 会議 2回開催 視察研修 1回開催		

区 分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	原子力発電所の安全監視	評 価	○
実施内容	安全協定を基本に事業者からの定期的な報告や平常時における立入調査、随時の現場確認などを実施しました。		

区 分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	ダイオキシン類調査事業	評 価	○
実施内容	大気及び河川水におけるダイオキシン類の測定調査を行いました。 大気 調査地点 1地点（市役所西側車庫屋上） 調査回数 1回 河川水 調査地点 4地点 調査回数 1回		

区 分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	住宅政策課
事務事業名	アスベスト調査事業費補助金	評 価	○
実施内容	民間建築物の吹付けアスベスト含有の有無に係る調査の実施に対し補助しました。 補助件数 5件		

区 分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	全庁
事務事業名	公共施設等設計・工事監理業務（再掲）	評 価	○
実施内容	安全で健康的な生活環境を確保するために、有害化学物質を含まない材料の使用を推進しました。		

目標⑧ 快適な生活環境をつくります

区 分	★近隣公害への対応	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	生活騒音の防止	評 価	○
実施内容	迅速な苦情対応を行い、生活騒音の軽減を図りました。 苦情受付件数 5件		

区 分	★近隣公害への対応	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	野外焼却の抑制	評 価	○
実施内容	迅速な苦情対応を行い、野外焼却の抑制を図りました。 苦情受付件数 19 件		

区 分	★近隣公害への対応	担当課	下水道課
事務事業名	水洗化普及促進対策事業	評 価	○
実施内容	公共水域の水質保全及び快適な生活環境の維持のため、水洗化への啓蒙、指導を行い水洗便所の普及を促進しました。 水洗化人口 50,192 人（前年度比 1,075 人増）		

区 分	★近隣公害への対応	担当課	住宅政策課
事務事業名	市営住宅解体整備事業	評 価	○
実施内容	安心で安全な住環境の整備を図るため、老朽化した市営住宅の解体を行いました。 対象施設 和久野団地		

区 分	★公共交通機関の充実	担当課	生活安全課
事務事業名	コミュニティバス運行事業	評 価	○
実施内容	自ら交通手段を持たない高齢者をはじめとする市民が手軽に利用できるコミュニティバスを運行させることにより、マイカーに頼らずに外出機会の増大を図りました。また、地区の要望を取り入れ、バス路線の変更を実施しました。 コミュニティバス年間利用者数 319,288 人		

区 分	★公共交通機関の充実	担当課	生活安全課
事務事業名	《新規》コミュニティバス待合所整備事業	評 価	○
実施内容	地区が行うコミュニティバスの待合所の整備に対し補助しました。 補助対象地区 沢、新道、奥野		

区 分	★公共交通機関の充実	担当課	生活安全課
事務事業名	コミュニティバス利用促進事業	評 価	○
実施内容	コミュニティバス利用促進のため、平成 26 年 4 月 1 日からの路線変更に向けた時刻表の作成と配布、広報誌上での PR などの広報啓発を行いました。 主な実施内容 ・個人ごとによく使うダイヤをまとめた「私の時刻表」を作成 ・つるが祭りに合わせて 4 日間バス無料乗車イベントを開催（のべ 8,256 人が利用）		

区 分	★バリアフリー環境の整備	担当課	地域福祉課
事務事業名	災害時要援護対策等推進事業	評 価	○
実施内容	要援護者の災害時における避難支援体制を図り、安心して生活できる地域づくりをめざしました。 要援護者登録人数 1,778 人		

区 分	★バリアフリー環境の整備	担当課	地域福祉課
事務事業名	緊急通報システム関係経費	評 価	○
実施内容	ひとり暮らしの高齢者及び障がい者の急病・災害などに、24 時間 365 日体制で迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を貸与しました。 貸与件数 466 件		

区 分	★バリアフリー環境の整備	担当課	道路河川課
事務事業名	透水性舗装の整備	評 価	○
実施内容	高齢者、障がい者などの移動の円滑化を図るために、通行する路面が平坦で、雨天時においても水たまりができない構造で歩道整備を行いました。 透水性舗装 市道中央杳見線 外 2 線		

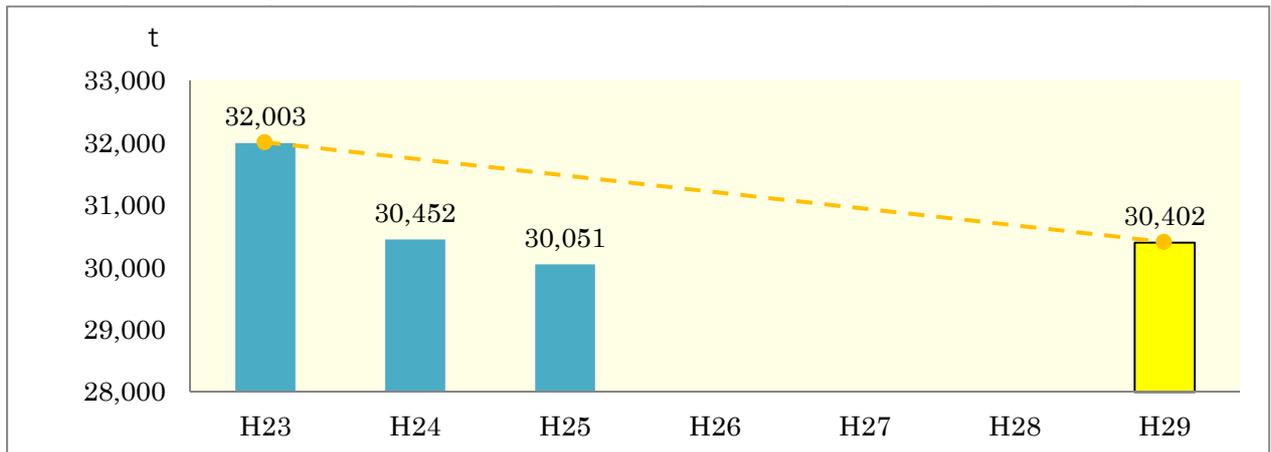
区 分	★バリアフリー環境の整備	担当課	道路河川課
事務事業名	歩行者通行帯整備事業	評 価	○
実施内容	安全で快適な交通環境の整備を進めるため、歩道部を着色し歩行者が安心して通行できる「安全通行ゾーン」としてグリーンベルトを整備しました。 整備箇所 市道中央 3 号線 外 5 線		

区 分	★環境美化の推進	担当課	観光振興課
事務事業名	松原公園環境美化推進事業	評 価	○
実施内容	気比の松原を美しく、安全な環境に保つため年間を通じて清掃を行いました。 ビーチクリーナー稼働日数 152 日		

③ みんなが地球と歩みます

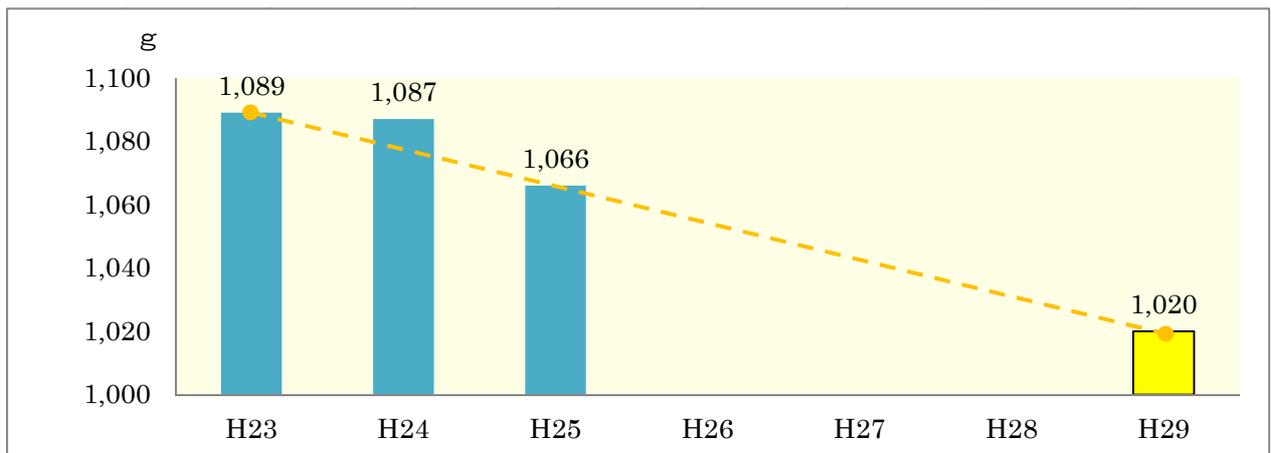
数値目標指標	計画策定時 (H23)	現 状	目 標	進捗状況
温室効果ガス排出量	32,003t	30,051t	30,402t	
1人1日当たりのごみ排出量 【敦賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画】	1,089g	1,066g	1,020g	
ごみリサイクル率 【敦賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画】	17.4%	16.6%	18.6%	

■ 温室効果ガス排出量



※温室効果ガス排出量についての詳細は、第2章をご覧ください。

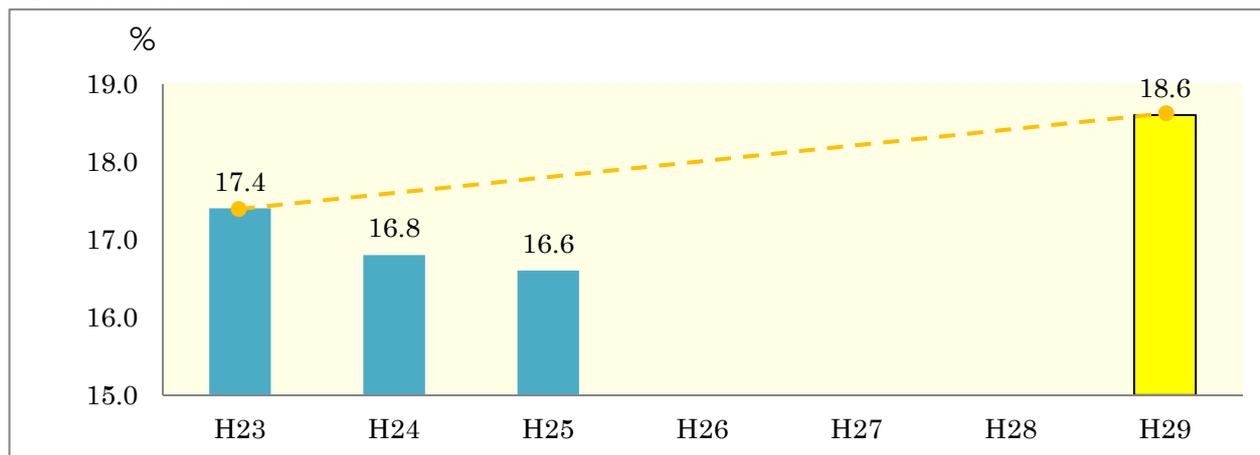
■ 1人1日当たりのごみ排出量



※1人1日当たりのごみ排出量は、「ごみ収集量（古紙等の集団回収量含む）÷人口÷365日」で算出しています。

※1人1日当たりのごみ排出量についての詳細は、第2章をご覧ください。

■ごみリサイクル率



※ごみリサイクル率は、「(資源化したごみの量+古紙回収量) / ごみ収集量 (古紙等の集団回収量含む)」で算出しています。
 ※ごみリサイクル率についての詳細は、第2章をご覧ください。

目標④ 地球温暖化対策に努めます

区分	★省エネルギーの推進	担当課	契約管理課
事務事業名	職員駐車場の管理	評価	○
実施内容	職員のマイカー通勤は、許可のある者（原則は自宅からの距離が2km以上の者）のみとし、職員用駐車場を適正に管理することで、出勤時における自転車や公共交通機関の利用を促進しました。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	契約管理課
事務事業名	庁舎管理業務（冷暖房機運転）	評価	○
実施内容	地球温暖化防止対策のため、市庁舎にて使用される冷暖房機器の温度管理（夏28℃、冬20℃）を行うことにより、省エネを推進しました。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	人と地球にやさしいまちづくり事業	評価	○
実施内容	環境問題に関する作品を募集し表彰する「かんきょうコンクール」と節電に対する意識啓発を目的とする「七タライトダウンキャンペーン」を実施しました。 かんきょうコンクール応募総数 1,099件 七タライトダウンキャンペーン実施 平成25年7月7日（日）		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	生活安全課
事務事業名	カー・セーブデーの普及・啓発	評 価	○
実施内容	温室効果ガスの排出削減、健康増進を図るため、公共交通機関や自転車利用を推進するカー・セーブデーの普及・啓発を行いました。 主な実施内容 ・街頭交通安全キャンペーン ・カー・セーブデー啓発グッズ配布（つるが環境フェア）		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	道路河川課
事務事業名	《新規》道路照明灯 LED 化推進事業	評 価	○
実施内容	電気料金などの維持管理費の軽減及び CO2 の排出削減による低炭素社会の実現に寄与するため、長寿命で節電効果が高く、環境にやさしい LED 照明を導入しました。 対象地区 栗野地区 外 6 地区 設置数 111 灯		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	公用車の適正利用の推進	評 価	○
実施内容	行政の事務事業で使用された公用車の走行距離は 799,209km（前年度比 3.0%削減）でした。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	紙使用枚数（事務用紙、コピー用紙、応用用紙）の削減	評 価	×
実施内容	行政の事務事業における事務用紙使用量、コピー用紙使用量、応用用紙使用量は下記のとおりです。 事務用紙使用量 6,907,766 枚（4.4%削減） コピー用紙使用量 6,143,098 枚（1.0%増加） 応用用紙使用量 2,076,000 枚（2.5%削減） ※評価理由：コピー用紙使用量が前年より増加したため。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	電気の使用量の削減	評 価	○
実施内容	行政の事務事業における電力使用量は 36,049,257kWh（前年度比 1.5%削減）でした。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	灯油等燃料の使用量の削減	評 価	○
実施内容	行政の事務事業における灯油使用量は 383,079ℓ（前年度比 1.0%削減）でした。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	上水道使用量の削減	評 価	○
実施内容	行政の事務事業における上水道使用量は 371,868m ³ （前年度比 8.2%削減）でした。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	L P Gの使用量の削減	評 価	×
実施内容	行政の事務事業における LP ガス使用量は 351,175kg（前年度比 1.0%増加）でした。 ※評価理由：LP ガス使用量が前年より増加したため。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	都市ガスの使用量の削減	評 価	△
実施内容	行政の事務事業における都市ガス使用量は 177,208m ³ （前年度比 0.9%削減）でした。 ※評価理由：目標である年 1.0%削減を達成できなかったため。		

区 分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	グリーン購入の推進	評 価	×
実施内容	行政の事務事業におけるグリーン購入率は 66.8%（前年度比 2.6%悪化）でした。 ※評価理由：グリーン購入率が前年より悪化したため。		

区 分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	太陽光発電導入促進事業費補助金	評 価	○
実施内容	温室効果ガス排出削減を目的とし、再生可能エネルギーの推進を図るため、太陽光発電設備の設置に要する費用を補助しました。 補助件数 87 件		

区 分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	商工政策課
事務事業名	新産業起業化支援事業	評 価	○
実施内容	地元企業の技術向上や新分野への進出・起業ができるように、研究会、分科会の開催や技術コーディネーターによる指導事業を実施しました。 研究会など 20 回開催 指導事業 969 件（企業訪問指導、窓口指導）		

区 分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	商工政策課
事務事業名	新産業起業化研究開発支援事業	評 価	—
実施内容	今年度は、エネルギー関連企業の技術を応用した新産業の起業化に向けた支援事業に中小企業からの応募はありませんでした。		

区 分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	下水道課
事務事業名	雨水貯留施設等設置費補助金	評 価	—
実施内容	今年度は、雨水貯留施設など設置費補助金の申請はありませんでした。		

区 分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	全庁
事務事業名	公共施設における自然エネルギーの利用促進	評 価	△
実施内容	<p>太陽光パネルを導入した公共施設を適切に維持し、自然エネルギーの利用促進に努めました。</p> <p>導入済施設 市立敦賀病院、中郷西保育園、防災センター、敦賀西小学校</p> <p>※評価理由：新たに太陽光パネルを導入した施設がなかったため。</p>		

目標⑥ 資源を大切にします

区 分	★3R活動の推進	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	ダンボールコンポストの普及・促進	評 価	○
実施内容	<p>ダンボールコンポスト（ダンボールを利用した生ごみ処理容器）の普及促進に努めるとともに、家庭から排出される生ごみの減量及び循環型社会の形成を図るため、市民モニターの募集及び出前講座を行いました。</p> <p>市民モニター 42人</p> <p>出前講座 1回開催、24人参加</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	マイバッグ持参運動の推進	評 価	○
実施内容	<p>ごみの減量化や石油資源の節約を目的として、市内の事業所と提携し、マイバッグの利用に関する普及啓発を行いました。</p> <p>マイバッグ持参率（提携25事業所平均） 92.1%</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	資源回収奨励事業費補助金	評 価	○
実施内容	<p>資源の有効利用とごみの減量化を図るため、古紙等を回収する団体（子ども会、町内会、老人会、婦人会等）に対し補助しました。</p> <p>補助件数 389件（H25年1月～12月）</p> <p>古紙回収量 1,160.18トン</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	生ごみ処理容器購入事業費補助金	評 価	○
実施内容	<p>各家庭での生ごみの自家処理を推進し、燃やせるごみの減量化と堆肥化によるリサイクルを図るため、一般家庭から出る生ごみを処理する堆積発酵容器の購入に対し補助しました。</p> <p>補助件数 3件</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	古紙類ステーション収集業務	評 価	○
実施内容	<p>燃やせるごみの減量化と資源の有効利用を図るため、市内全域のごみステーションに排出された古紙類の収集を月1回行いました。</p> <p>古紙回収量 719トン</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	学校給食センター
事務事業名	学校給食調理業務	評 価	○
実施内容	<p>学校給食を作る際に出る生ごみの減量化を図り、生ごみ処理量を抑制しました。</p> <p>生ごみ処理量 16,030kg</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	全庁
事務事業名	公共施設等設計・工事監理業務（再掲）	評 価	○
実施内容	<p>公共工事などの解体工事における建設副産物のリサイクルを推進しました。</p>		

区 分	★3R活動の推進	担当課	全庁
事務事業名	ごみの減量化及び古紙回収の徹底	評 価	○
実施内容	<p>行政の事務事業から排出された一般廃棄物は206,499kg（前年度比15.2%削減）でした。</p>		

区 分	★ごみの適正処理の推進	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	廃棄物不適正処理対策事業	評 価	○
実施内容	不法投棄の防止を図るため、不法投棄監視カメラの設置及び委託業者による監視パトロールを実施しました。 カメラ設置 4箇所 パトロール日数 42日		

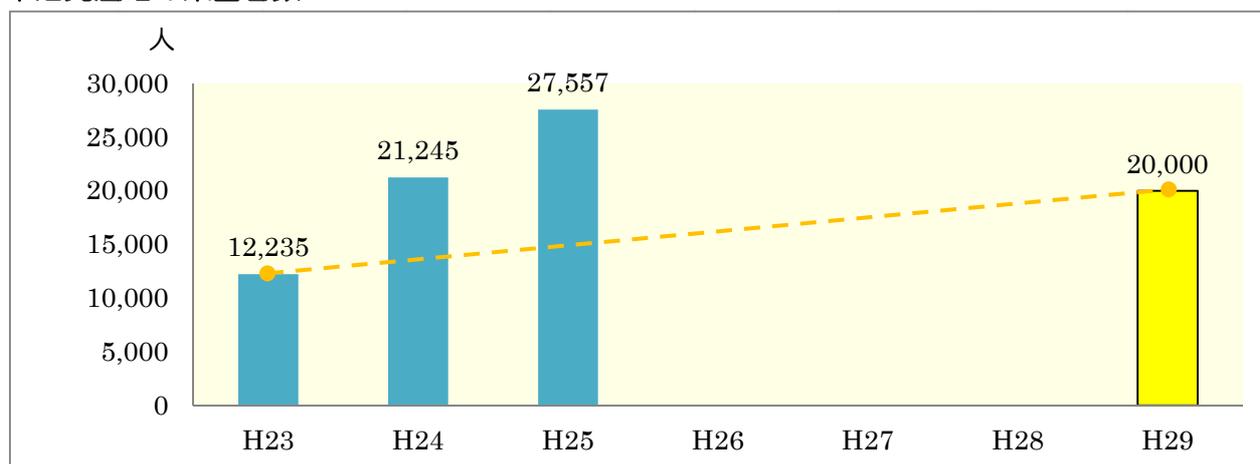
区 分	★ごみの適正処理の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	ごみ分別減量化対策推進事業	評 価	○
実施内容	ごみの分別や減量化を推進・啓発するため、下記の協議会、研修会及びリサイクル展の開催、並びに各家庭へごみ収集カレンダーの配布等を行いました。 ごみ分別減量等対策協議会 3回開催 環境美化推進員研修会 2回開催 リサイクル展 2回開催		

区 分	★ごみの適正処理の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	収集業務	評 価	○
実施内容	一般廃棄物のごみステーション収集を行いました。また、ごみステーションに出すことのできない粗大ごみ等の戸別収集、側溝汚泥及び魚腸骨（魚アラ）の収集運搬を行いました。 収集量 合計 13,895 トン 一般廃棄物 ステーション回収 13,336 トン 戸別収集 85 トン 側溝汚泥 187 トン 魚腸骨（魚アラ） 287 トン		

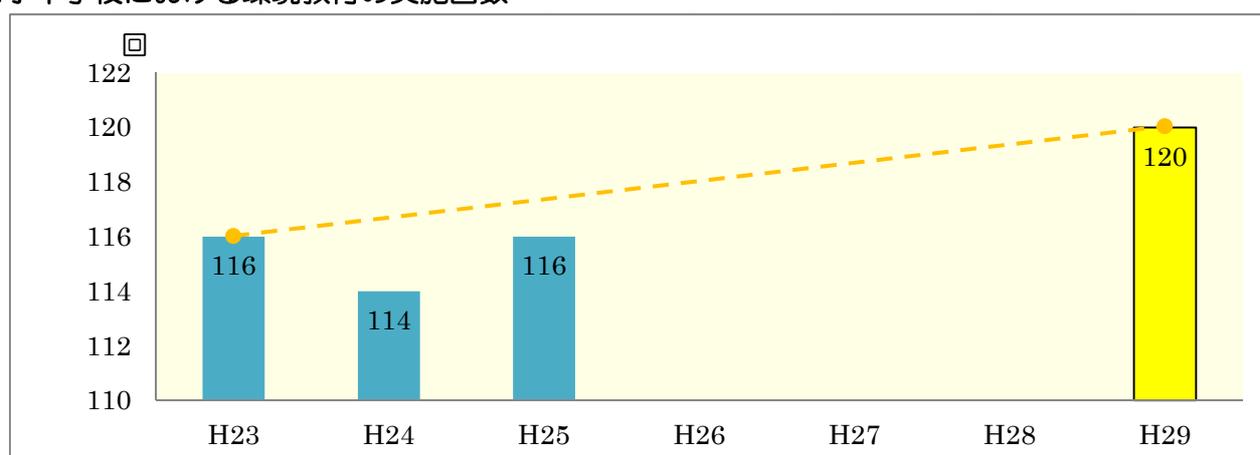
4 みんなが環境を考え行動します

数値目標指標	計画策定時 (H23)	現 状	目 標	進捗状況
中池見湿地の来園者数	12,235 人	27,557 人	20,000 人	
小中学校における環境教育 実施回数・人数	116 回・7,485 人	116 回・7,120 人	120 回・7,500 人	
環境に配慮した 活動を行う団体数	20 団体	21 団体	22 団体	

■中池見湿地の来園者数

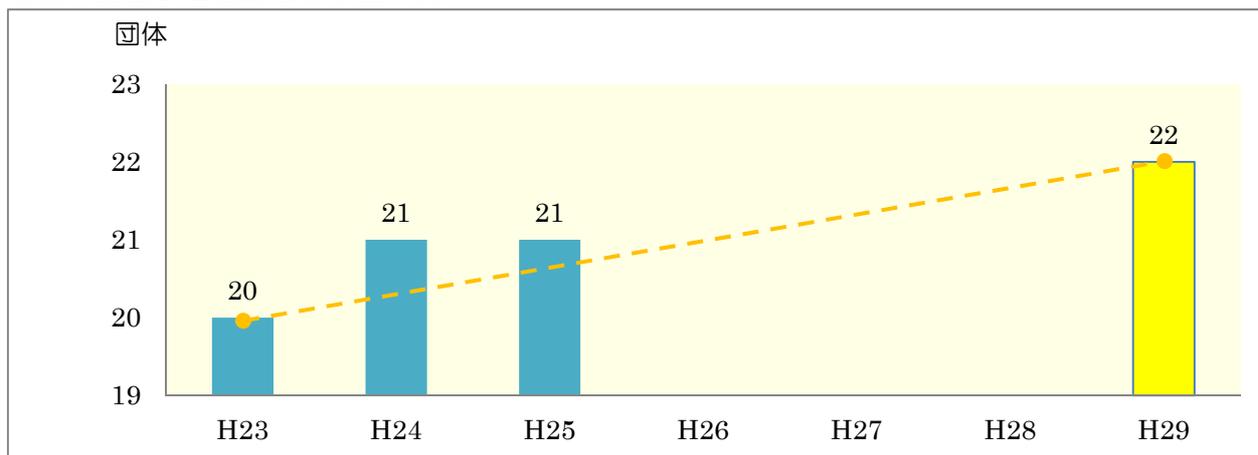


■小中学校における環境教育の実施回数



※小中学校における環境教育とは、中池見湿地や天筒山などの自然散策や、清掃センター、浄水場などの環境と関係が深い施設の見学、史跡などの文化遺産の訪問などのことです。達成基準については、年度ごとの生徒数の減少などの影響が少ない実施回数を指標としました。

■環境に配慮した活動を行う団体数



目標④ 環境問題を知り考える人を育てます

区 分	★身近な自然とのふれあい	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	中池見管理運営事業	評 価	○
実施内容	<p>中池見湿地に訪れていただきその豊かさや希少性を知ってもらうため、自然観察会や生き物学校田、企画展示などを実施しました。</p> <p>主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会 12回開催、197人参加 ・夏休み小中学生1日体験講座 9回開催、43人参加 ・生き物学校田 小学校2校、中学校2校、高校1校 ・生き物観察かご罠 385人参加 ・中池見フォトコンテスト 応募総数43点 ・企画展示 季節ごとのパネル展示及び生態展示、昆虫・植物標本展示 		

区 分	★身近な自然とのふれあい	担当課	農林水産振興課
事務事業名	木育学校開催事業	評 価	○
実施内容	<p>森林づくりへの参画、意欲ある林業担い手の育成など林業の普及啓蒙を図るため、木育学校での体験学習を通して、森林の基礎知識を学ぶ機会を設けました。</p> <p>対象 市内小学生</p> <p>実施回数 5回</p> <p>参加人数 24名</p>		

区 分	★身近な自然とのふれあい	担当課	農林水産振興課
事務事業名	田んぼの学校開催事業	評 価	○
実施内容	<p>児童に食と農業への理解と関心を持たせるため、田植えや稲刈りなどを通じ、自然に親しみながら農業の喜びや農家の苦労を体験する「田んぼの学校」を開催しました。</p> <p>対象 市内小学校 9 校の 5 年生</p> <p>実施地区 4 地区</p>		

区 分	★身近な自然とのふれあい	担当課	農林水産振興課
事務事業名	市民農園や収穫体験農園の推進	評 価	○
実施内容	<p>農業体験を通じて自然や食育への理解を深めることを目的に、市民農園や収穫体験農園を行いました。</p> <p>市民農園 櫛川地区 外 4 地区</p> <p>収穫体験農園参加者数 37 名</p> <p>栽培品目 大根、かぶ、さつまいも、枝豆、なす、ピーマン</p>		

区 分	★身近な自然とのふれあい	担当課	少年自然の家
事務事業名	ふれあいフェスタ事業	評 価	○
実施内容	<p>自然や親子・友人との交流を深め、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、自然の恵みを体感させるフェスタを開催しました。</p> <p>実施回数 5 回</p> <p>参加人数 のべ 152 名</p>		

区 分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	原子力研修事業	評 価	○
実施内容	<p>原子力に関する知識の普及のため、市民を対象とした市内外の原子力関係施設の見学会及び研修会を実施しました。</p> <p>実施回数 5 回</p> <p>参加人数 92 名</p>		

区 分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	広報安全等対策事業	評 価	○
実施内容	<p>原子力に関する情報の収集を行うとともに、パンフレットなどを用いた広報活動を実施しました。</p> <p>主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作製・配布 1 回 ・CATV における広報番組の制作・放映 1 回 		

区 分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	農林水産振興課
事務事業名	木育学校開催事業（再掲）	評 価	○
実施内容	実施内容については、P.71をご覧ください。		

区 分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	教育政策課
事務事業名	敦賀教育スタンダード事業	評 価	○
実施内容	<p>学校と家庭、地域の連携強化を図るため、教育フェアを実施しました。</p> <p>実施日 11月2日（土）</p> <p>参加者数 約 10,000 人（のべ数）</p>		

区 分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	教育政策課																														
事務事業名	地域教育コミュニティ推進事業	評 価	○																														
実施内容	<p>学校における環境保全の自主的な取り組みや環境教育講座などの開催を通じて、地域や家庭と連携した教育の推進を図るとともに、児童生徒に敦賀の自然・文化・歴史を直接体験する機会を与え、「ふるさと意識の高揚」を図りました。</p> <p>対象 市内小中学生</p> <p>実施回数 のべ 116 回 7,120 人</p> <table border="0"> <tr> <td>中池見（池河内）湿地</td> <td>16 回</td> <td>785 人</td> </tr> <tr> <td>木ノ芽峠</td> <td>1 回</td> <td>180 人</td> </tr> <tr> <td>気比の松原</td> <td>5 回</td> <td>352 人</td> </tr> <tr> <td>野坂山</td> <td>15 回</td> <td>905 人</td> </tr> <tr> <td>農園体験学習</td> <td>5 回</td> <td>251 人</td> </tr> <tr> <td>工場・施設見学</td> <td>34 回</td> <td>1,736 人</td> </tr> <tr> <td>気比神宮</td> <td>8 回</td> <td>685 人</td> </tr> <tr> <td>金ヶ崎・天筒山周辺散策</td> <td>13 回</td> <td>685 人</td> </tr> <tr> <td>東浦みかん園</td> <td>7 回</td> <td>653 人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 回</td> <td>888 人</td> </tr> </table>			中池見（池河内）湿地	16 回	785 人	木ノ芽峠	1 回	180 人	気比の松原	5 回	352 人	野坂山	15 回	905 人	農園体験学習	5 回	251 人	工場・施設見学	34 回	1,736 人	気比神宮	8 回	685 人	金ヶ崎・天筒山周辺散策	13 回	685 人	東浦みかん園	7 回	653 人	その他	12 回	888 人
中池見（池河内）湿地	16 回	785 人																															
木ノ芽峠	1 回	180 人																															
気比の松原	5 回	352 人																															
野坂山	15 回	905 人																															
農園体験学習	5 回	251 人																															
工場・施設見学	34 回	1,736 人																															
気比神宮	8 回	685 人																															
金ヶ崎・天筒山周辺散策	13 回	685 人																															
東浦みかん園	7 回	653 人																															
その他	12 回	888 人																															

区 分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	文化振興課
事務事業名	歴史文化資産等の公開・活用	評 価	○
実施内容	<p>市内に残る歴史・文化・自然資産の存在と価値を広く市民と共有するため、敦賀市内の小学校向けに、敦賀の成り立ちについての講座を開催しました。</p> <p>対象 栗野南・敦賀北・敦賀西・敦賀南・咸新の計 5 校</p>		

区 分	★環境情報の収集と提供	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	環境情報の提供	評 価	○
実施内容	環境に関心を持ってもらうため、広報敦賀において敦賀市の大気や地下水位などの環境情報の提供を行いました。		

目標⑥ みんなが積極的に環境活動に取り組みます

区 分	★環境活動への参加推進と支援	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	環境基本計画推進事業	評 価	○
実施内容	<p>クリーンアップふくい大作戦として、6月に気比の松原及び市内各地区の環境美化活動を実施しました。また、社会奉仕用ごみ袋を配布することで地区の清掃活動などを支援しました。</p> <p>クリーンアップふくい大作戦 実施日 6月2日(日) 参加者数 気比の松原 約1,400人 市内各地区 4,158人</p>		

区 分	★環境活動への参加推進と支援	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	循環型社会推進事業	評 価	○
実施内容	<p>ごみ減量など3Rの推進を図るとともに、市民活動を支援するため、市内で緑化活動を行う市民団体に対し剪定枝のリサイクルたい肥を配布しました。</p> <p>市民団体数 2団体(古田刈、呉竹町)</p>		

区 分	★環境活動への参加推進と支援	担当課	生活安全課
事務事業名	消費者行政推進事業	評 価	○
実施内容	<p>自立する消費者、リサイクル運動など行動する消費者の育成をめざし、消費者トラブルに対する啓発を行い、暮らしの市民教室を開催するとともに、暮らしのアドバイザー制度を運営しました。</p> <p>暮らしの市民教室 8回開催</p>		

区 分	★協力体制の構築と連携強化	担当課	市民協働課
事務事業名	NPO等活動支援事業	評 価	○
実施内容	<p>NPO法人、市民活動団体などを対象とした研修会を開催しました。また、広報敦賀を通じ、市民活動及び支援室についての情報提供を行いました。</p> <p>市民協働のまちづくり研修会 研修内容 ファシリテーション研修(ワークショップ) 参加団体 9団体(NPO法人及び市民活動団体)</p>		

区 分	★協力体制の構築と連携強化	担当課	市民協働課
事務事業名	市民協働推進事業	評 価	○
実施内容	<p>市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助しました。</p> <p>協働事業 2 団体 まちづくり提案事業 3 団体</p>		

区 分	★協力体制の構築と連携強化	担当課	環境・廃棄物対策課
事務事業名	環境基本計画推進事業	評 価	○
実施内容	<p>環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動への支援・助成を行いました。</p> <p>主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つるが環境フェア 3月8日(土)・9日(日)、3,113人参加 ・ホテルの観察会・ホテルの発生状況調査 観察会 6月22日(土)、54人参加 ・事業所視察 2箇所 ・環境紙芝居 		